

目 次

ア	設置の趣旨及び必要性	p.1
イ	学部、学科等の特色	p.6
ウ	学部、学科等の名称及び学位の名称	p.7
エ	教育課程の編成の考え方及び特色	p.7
オ	教員組織の編成の考え方及び特色	p.16
カ	教育方法、履修指導方法及び卒業要件	p.17
キ	施設、設備等の整備計画	p.19
	(a) 校地、運動場の整備計画	p.19
	(b) 校舎等施設の整備計画	p.19
	(c) 図書等の資料及び図書館の整備計画	p.20
ク	入学者選抜の概要	p.21
ケ	資格取得を目的とする場合	p.22
コ	実習の具体的計画	p.23
	A 実習計画の概要	p.23
	B 実習指導体制と方法	p.30
	C 大学と実習施設との連携体制と方法	p.32
	D 単位認定等評価方法	p.32
	E 教育課程と指定規則との対比表	p.32
	F 実習先の確保の状況	p.33
	G 実習先との契約内容	p.33
ツ	管理運営	p.34
テ	自己点検・評価	p.36

ト	情報の公表	p.37
ナ	授業内容方法の改善を図るための組織的な取組	p.38
ニ	社会的・職業的自立に関する指導等及び体制	p.39

看護学部の設置の趣旨等を記載した書類

ア. 設置の趣旨及び必要性

1. 本学の目的

学校法人行吉学園は、昭和 15 年に神戸新装女学院を設置したことでその歩みを始めた。当時我が国は日中戦争の最中であり、女性の特性を活かして衣服の生産活動に従事することで社会に貢献し、また戦争未亡人など女性一人ひとりの手に職をつけることで自立を促すことが開学の目的であった。

建学の精神は、「本学園の教育は、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする有為な女性を育成するにある。そのためには、人格の完成をめざし、平和的な国家および社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたっぴ、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成に力をつくすにある。」であり、現在でもこの精神に基づき、学生一人ひとりに愛情をもって丁寧な指導を行うことで、女性の特性を活かし社会に貢献できる自立した人間を育成することを目指している。また、建学の精神を実践するために「自立心・対話力・創造性」を培うことをモットーとしており、社会において、独立した責任ある人間として行動できる自立心をもった女性を育てる（自立心）、相手の心をよく理解し、自分の意志をしっかり伝える能力をもった対話力にすぐれた女性を育てる（対話力）、自分の力で発想し、自らの力で問題を解決することができる、創造的な思考能力をもつ女性を育てる（創造性）教育を行っている。

行吉学園の歴史は、神戸新装女学院（昭和 15 年開設）で被服教育を始めた後、昭和 25 年に神戸女子短期大学を設置して順次、被服、栄養、初等教育関係の学科を展開した。その後昭和 41 年に神戸女子大学を開設して家政学部を設置し、昭和 44 年に文学部、昭和 59 年に大学院家政学研究科、昭和 61 年に大学院文学研究科、平成 18 年に健康福祉学部を設置してきた。

(現在の行吉学園の構成)

学校	学部・研究科	学科・専攻
神戸女子大学	文学部	日本語日本文学科、英語英米文学科、神戸国際教養学科、史学科、教育学科
	家政学部	家政学科、管理栄養士養成課程
	健康福祉学部	社会福祉学科、健康スポーツ栄養学科

学校	学部・研究科	学科・専攻
神戸女子大学	大学院文学研究科	日本文学専攻、英文学専攻、 日本史学専攻、教育学専攻
	大学院家政学研究科	食物栄養学専攻、生活造形学専攻
神戸女子短期大学	総合生活学科、食物栄養学科、幼児教育学科	
神戸女子大学附属 高倉台幼稚園	—	

行吉学園は、現在の学科構成からも分かるとおり、女性の特性を活かして「人々の暮らしと文化」に貢献できる分野を中心に学問を展開してきており、時代とともに社会が必要とする人材の変化に対応してきた。近年では、平成 18 年に健康福祉学部を設置したが、これも本格的な高齢社会を迎えて介護予防、健康づくりが国民的課題となり、一方で少子高齢化に対応した新しい文化・福祉の発展と創造の拠点としての役割が大学に求められるようになってきたことから、「福祉」と「健康」という 2 つの要素を統合した理論的・実践的能力を備えた人材の育成を図ろうとするものである。

2. 看護学部設置の目的

少子高齢化社会への急激な変化、経済・情報・医療等の格差社会への進行に対応した社会保障制度や医療制度の改革が検討されている。平成 18 年の医療保障制度改革では、長寿医療制度が創設された。さらに医療制度改革では、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療の 4 疾患 5 事業の医療連携体制を構築することが制度化され、保健所に医療機関の連携・機能分担のコーディネート、医療安全の確保に向けた役割が期待されている。また、医師・看護師不足や在宅医療の推進等、医療サービスの確保に関する様々な問題がでてきており、広い視野に立って活動できる看護職の育成が求められている。

本学園は、70 数年にわたって神戸の地で生活・文化・教育という観点から「人々の暮らしと文化」に目を向け、それぞれの地域で暮らす人々を支える専門的知識をもった人材を育成してきており、その数は 6 万人を超えている。神戸女子大学においては、40 年間で約 2 万 7,000 人を輩出し、直近の 10 年間では兵庫県に約 2,300 人、大阪府に約 1,200 人、近畿地方のその他の府県及び、岡山県、広島県など西日本地域に 1,000 人以上の卒業生が就職しており、神戸、兵庫県はもとより西日本各地へと人が広がり、保育士、幼稚園の教諭、小学校・中学校の教諭、栄養教諭、栄養士、管理栄養士、史学研究員など

の専門家や一般事業所の職員として「人々の暮らしと文化」を育む幾重にも重なる人材の輪を形成してきている。神戸の中心地で豊かな私立大学教育の伝統をもつ本学は、その姿勢を見失うことなく、広範な地域に建学の精神を発信し続けてきた。

このような背景のもと、平成 18 年には、健康福祉学部を創設し、時代の趨勢に対応して生活・文化・教育という観点に健康を加えて「人々の暮らしと文化」を支える大学づくりを進めてきた。さらに、その方向をより強固なものにし、少子高齢化社会への急激な変化の中で健康の観点から「人々の暮らしと文化」を支える看護職を育成するため、看護学部を設置しようとするものである。学部設置を目指すのは、大学の中での独立性を高め、教育研究機関として大きく育成したいと考えるからである。

看護学部においては、本学のモットーである「自立心・対話力・創造性」を培う教育により、対話を通して患者の心や看護の在り方をよく理解し、創造的な思考で自ら考え、責任ある人間として自立した視野の広い看護職を育成することができるものとする。加えて本学には既設の学科として家政学部管理栄養士養成課程や健康福祉学部社会福祉学科、同健康スポーツ栄養学科などがある。これらの学科との有機的な連携により、看護学部において、幅広い総合的な健康管理、健康教育、療養支援などの教育研究が可能になると考える。

看護学部の設置により、本学は、兵庫県以西の西日本地域に大きな人材の輪を形成する「人々の暮らしと文化」を支える女子大学として、地域社会の発展と安定により大きく貢献できるものとする。

3. 設置を必要とする理由

(1) 地域における包括的健康支援

「兵庫県保健医療計画」（平成 25 年 4 月）によると、県内の 65 歳以上の高齢者人口は、平成 22 年 10 月 1 日現在で 1,281 千人、平成 37 年には 1.3 倍の 1,645 千人に増加する見込みであり、また、介護・支援が必要な認知症高齢者数は、平成 22 年の 122 千人から平成 37 年には 211 千人にほぼ倍増する見込みとなっている。これらの状況は、過疎地域を多く抱える兵庫県以西の西日本地域においては、さらに加速することが予測される。

これらの背景の中、地域においては、高齢者の介護予防、慢性疾患を抱えながら社会生活をしている人々の療養支援、地域保健と生活習慣病の予防などの大きな課題があり、今後、これらの課題に対処していくためには、保健、医療、福祉の連携のもとで幅広く活動できる教養と多様な保健医療ニーズに応えられる専門知識・技術を有する看護職が必要とされる場所である。

(2) 4 年制大学での看護職養成

文部科学省「大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会最終報告」（平成

23年3月11日)においては、「すべての看護師等には、主体的に考え行動することができ、保健、医療、福祉等のあらゆる場において看護ケアを提供できる能力を、生涯を通じて獲得していくことが求められている。また、患者・家族にとって最適な医療を効率的に提供するため、チーム医療の調整役として、これまで以上に高度なコミュニケーション能力も要請されている。」と述べられており、医療の高度化・専門化が進展する中、看護職には、知識・技術の向上とともに他職種と連携できる能力が求められていることがわかる。

また、中央教育審議会答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」(平成24年8月28日)によると、「我が国が目指すべきは、優れた知識やアイディアの積極的な活用によって発展するとともに、教育、医療・介護・保育等、人が人を支えるべき場において公正な仕組みがはたらく、安定的な成長を持続的に果たす成熟社会のモデルである。」としており、今後成熟社会の構築に向けたより重要な課題として、人材の質の確保をあげている。併せて、わが国の現状として、急速に進展するグローバル化、少子高齢化社会による人口構造の変化、地域間の格差の広がりなどが、今後長期にわたって持続することが指摘されている。

このようなわが国の現状に加えて、保健医療を取り巻く状況は、医療費の増大に対する医療費の抑制、高度先進医療をはじめとする医療の高度化・専門化、国民の健康に関する意識や患者の健康に対する価値観の多様化や権利意識の高まり、情報社会の進展による医療情報へのアクセスに対する格差の広がりなど、複雑さを増している。

これらを背景として、今後ますます看護職に人間力や関係調整能力が求められるようになることが予想される。

4年制大学における看護職養成教育では、4年間にわたる看護基礎教育統合カリキュラムによる専門教育に加え、幅広い教養と多面的なものの見方を身につけるための教養教育を展開し、両者を有機的に連携させることにより、他者と信頼関係を築くことのできる、人間として魅力的な看護職の養成が可能であり、専門と教養をともに身につけられる4年制大学での看護職養成の拡大が強く求められる。

(3) 社会的な人材需要の見通し

本学の学生の約50%は兵庫県内の出身であるが、厚生労働省の「第七次看護職員需給見通しに関する検討会報告書」(平成22年12月21日)によると、兵庫県における看護職員の需給見通し(常勤換算ベース)は、平成23年には約1,200人が不足しているものの、平成27年には、ほぼ需給が均衡すると見込まれている。

しかしながら、公益社団法人日本看護協会の「2012年病院における看護職員需給状況調査」(2013年3月7日)では、全国の常勤看護職員の離職率10.9%と比較し、兵庫県の常勤看護職員の離職率が13.0%と非常に高く、特に都市部の離職率が高い傾向にあることから、神戸市近郊の私立病院では、常に看護師が不足しており、年間を通

じて看護師の採用募集を行っている状況にある。今後、増加が見込まれる訪問看護や地域での看護師ニーズを考えると、とても看護師不足が解消される状況にはない。

一方、全国の看護職員の需給見通し(常勤換算ベース)では、平成23年には約56,000人が不足し、その後改善が進むものの平成27年においてもなお約15,000人が不足するものと予測されている。これは新卒就業者、再就業者が増加するものの、退職者数も増加することによるもので、まだまだ看護職が足りない状況が見込まれている。

また、本学学生の約50%が兵庫県外の出身であり、そのうち約半数が中国・四国地方の出身であるが、中国・四国の看護職員の需要見通し(常勤換算ベース)は、平成23年の約166,945人が、平成27年には約175,017人に増加すると見込まれている。これに対し、看護職員の供給見通しは、平成23年の約162,762人が、平成27年には約173,398人になると見込まれている。需要見通しと供給見通しとの差は、平成23年が約4,183人の不足、平成27年が約1,619人の不足と、依然として看護職の不足が見込まれている。

以上から、本学部における看護職の養成は、看護職の需要ニーズに貢献できるものとする。

4. 育成する人材及び教育目標

本学部の学士課程において育成する人材は、女性の可能性を拓く豊かな教養と深遠な知の獲得により、様々なコミュニティにおいて自らの役割を果たす判断力と実践力を身につけ、地域や社会の保健医療福祉の場において自立して活動できる看護の専門職である。そのために、本学部の教育理念に「温かな心を育む教育を基盤として、変化する社会の健康ニーズにコミュニティの観点から柔軟に対応し、だれもが安全・安心・安寧に生活していける社会と人々の健康に積極的に関与していける自立した看護職を育成し、看護学の発展を通して、人類の福祉に貢献する。」を置き、以下の5つの教育目標を掲げて、本学部の教育課程を構想した。

【目標1 人や社会との対話により、看護の表現力を育みます。】

自分との対話や他者との対話、社会との対話を通して自らを律していく力や他者と関わっていく力、社会に提言していく力を育みます。確かな知識と技術を備え、看護に含まれる教育機能を高めて看護を表現できる力を養います。

【目標2 人々や学問への真摯な向き合いから、看護の実践力を育みます。】

人々の健康増進、疾病の予防、健康の回復のために、科学的根拠に基づいた専門的知識と技能及び倫理的・道徳的な態度を身につけ、看護を実践することができる力を育みます。

【目標3 固有の文化を尊重し、すこやかな社会を創造する人を育みます。】

学習により伝承され、相互交流によって発展してきたそれぞれの地域・社会における固有の文化を尊重し、生活者の視点からコミュニティを育む力を養

います。

【目標 4 病む人に寄り添う、自立した看護の専門職を育みます。】

ライフサイクルの中で誰もが体験する病むことへの理解を深め、人々が安寧に生活していけることを常に志向し、保健医療福祉のコミュニティの中で協働・協力して自ら活動していける力を育みます。

【目標 5 生涯にわたって看護学を探究し続ける力を育みます。】

社会参加を前提として学び、最新の専門的知識・技能を探究し、誠実に実践することで、国際的視野に立って看護学の発展及び人類の福祉に貢献していくことができる力を育みます。

イ. 学部、学科等の特色

中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」（平成 17 年 1 月 28 日）の「高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化」においては、大学 4 年間で確かな学士力を身につけることを基本とし、幅広い職業人養成を行うことが大学の機能のひとつとして提言されている。また、日本看護系大学協議会「看護職の教育に関する声明」（平成 20 年 12 月 26 日）では、「看護は人間を全存在として対応する。看護職者が見る人間は、さまざまな身体部分の機能の総体ではなく、むしろひとつの統一体として存在する。看護学は、人間の苦痛や苦悩あるいは症状が、疾病によってのみ起因するのではなく、身体的・精神的・社会的に、全体として切り離して考えることのできないものとして捉える。」と述べられている。

これらを踏まえ、本学部の特色は、統合的存在として人間への深い関心と理解をもとに、地域で生活している様々な健康レベルの人々のそれぞれの暮らしが成り立っていくように、様々なコミュニティにおいて自らの役割を果たす判断力と実践力を身につけ、地域や社会の保健医療福祉の場において自立して活動できる看護の専門職の能力を培うところにある。

このため学部の教育課程は、次の 3 点を念頭に置いて編成した。

まず、看護師、保健師、助産師に共通した看護学の基礎の上に、それぞれの活躍する場において健康の観点から「人々の暮らしと文化」を支える看護実践能力を養う課程であること、次に、卒業後の看護実践能力の発展や継続的向上及び看護師、保健師、助産師としてのキャリアの継続を含めた生涯教育を視野に入れた教育課程であること、さらに、看護学の基礎の上に健康教育、健康管理などの分野で活躍できることを視野に入れた養護教育課程として位置づけていることである。

それらを実現するために教員組織は、資格や専門分野ごとに教員を配置するのではなく、コミュニティ・ケアシステム分野を中核に医療看護分野、成育看護分野の 3 分野で編成し、コミュニティ・ケアシステム分野においては、基礎看護学、情報看護学、生活援助学、地

域・在宅看護学、老年看護学が連携して、看護ケアと社会システムの関連を教育・研究していく。また、医療看護分野においては、成人看護学（急性期看護学・慢性期看護学）、精神看護学、病態・治療看護学が連携して、こころとからだを統合的に捉え、看護ケアと医療・治療に関する専門的知識・技能を総合的に教育・研究していく。さらに、成育看護分野は小児看護学・養護教育学、母性看護学・助産学が連携して、子どもや母性・父性の健やかな成長発達を支援するための専門的知識・技能を総合的に教育・研究していく。

ウ. 学部、学科等の名称及び学位の名称

看護師国家試験受験資格、保健師国家試験受験資格及び助産師国家試験受験資格並びに養護教諭一種免許状が得られ、社会的に通用し、理解しやすいことから、学部名称を「看護学部」、学科名称を「看護学科」とし、学位は「学士（看護学）」とする。英訳名称については、国際的通用性にも留意し以下の通りとする。

なお、入学定員は 80 人、収容定員は 320 人とする。

学部名： 看護学部 (Faculty of Nursing)

学科名： 看護学科 (Department of Nursing)

学位名： 学士 (看護学) (Bachelor of Nursing)

エ. 教育課程の編成の考え方及び特色

本学部の育成する人材は、女性の可能性を拓く豊かな教養と深遠な知の獲得により、様々なコミュニティにおいて自らの役割を果たす判断力と実践力を身につけ、地域や社会の保健医療福祉の場において自立して活動できる看護の専門職であり、そのために 5 つの教育目標（①看護の表現力を育む、②看護の実践力を育む、③すこやかな社会を創造する人を育む、④自立した看護の専門職を育む、⑤看護学を探究し続ける力を育む）を掲げている。

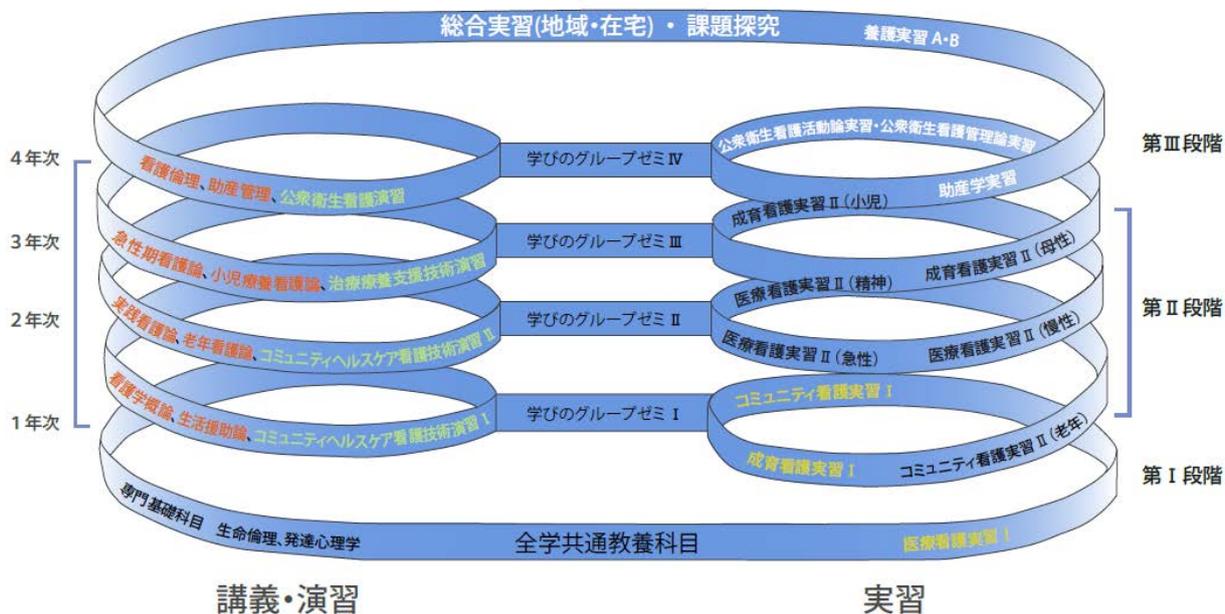
この教育目標を達成するため、「大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会最終報告」（平成 23 年 3 月 11 日）を基本に置き、全学共通教養科目により教養教育の充実を図るとともに、看護師等の基礎となる教育を充実させるために、看護基礎教育統合カリキュラムを用いて、看護師、保健師及び助産師の国家試験受験資格取得並びに養護教諭一種免許状取得を目指した専門科目を編成した。

本学部では、全学共通教養科目及び専門科目で学ぶ理論と実践を有機的に結びつけるために、コミュニティプラクティスの考え方を参考に、1 年次生から 4 年次生で構成する「学びのグループゼミ」を採り入れている。この授業は、次図の「教育課程の編成の考え方と授業科目のイメージ図」に示すように、本学部の学士課程カリキュラムを体系づける中核

となるものであり、学生が自らの実習等での経験を下級生へ伝え、あるいは、上級生からアドバイスを受けることで、学び合いのコミュニティを形成し、経験知の共有、学びの伝承、コミュニケーション能力の向上と併せ、講義・演習での学びと実習での実践を、学生が主体的・能動的に結びつけるための橋渡しとなる授業科目である。この授業では、専門科目の講義・演習で得た知識や技術を、実習でどのように使うのか、どうすれば使えるようになるのかといった学習とともに、全学共通教養科目の学びである他者の理解、人としての自立、社会性などを、学びのグループや実習でどのように活かすのかといった学習を行う。

この仕組みにより、学生はそれぞれの学年次で学んだ全学共通教養科目及び専門科目の講義・演習と学外での実習を、学びのグループゼミでの学習を通して有機的に結びつけることができる。そこでの学習は、「学びのグループゼミⅠ」から「学びのグループゼミⅣ」へと進む中で、思考すること、共同すること、自立することを方向づけていくことになり、最終的には4年次の学びである「総合実習（地域・在宅）」、「課題探究」とともに、看護専門職となるための社会化を助けることとなる。

教育課程の編成の考え方と授業科目のイメージ図



1. 全学共通教養科目

看護職は、専門的知識のみならず、人間性や倫理観など患者や医療職に信頼される人としての資質を備えることが不可欠である。そのためには、「大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会最終報告」（平成 23 年 3 月 11 日）の「学士課程における看護系人材養成の基本方針」にも謳われているように、教養教育の充実により「専門分野の枠を越えて共通に求められる知識や思考法等の知的な技法の獲得の他、人間としての在り方や生き方に関する深い洞察、現実を正しく理解する力の涵養に努めること」が重要である。

本学部では、教育理念に基づき、また、この基本方針の主旨を踏まえ、女性の可能性を拓く教養を身につけ、看護における判断力と実践力、相手を理解する力を育み、人間としての自立に向けた学びを修得することができるよう全学共通教養科目を編成している。

全学共通教養科目は、大きく「基幹科目群」、「語学科目・情報科目・ウェルネス科目（基礎科目群）」及び「一般科目群」の3つに分け、学部・学科の垣根を越えて誰もが履修することができるよう配置している。学生が生涯にわたって自己の人間形成を図る土台を築き、科学的思考、倫理性、国際性を身につけた専門家となるための基礎力を培うことができるよう、それぞれ以下の内容で構成している。

(1) 基幹科目群

本学の歴史に触れることで建学の精神を理解し、本学の一員であることの誇りを持ち、大学での学びの意味を知り全ての学びの基礎力及び人間力を養うと同時に、自分自身の将来像を描きそれを実現するために必要な知識、技術及び態度を身につけることを目的とした「基礎」、本学の創設の理念（開学の目的）である女性としての生き方と自覚を促す「女性」、本学の特色である「人々の暮らしと文化」への貢献を实践する「地域」の科目群を配置している。これらを学ぶことを通して、本学部の教育目標 3 及び 5 に掲げる地域・社会を尊重し、生涯にわたる学びの意識を育むことができる。

(2) 語学科目・情報科目・ウェルネス科目（基礎科目群）

全ての学びの基礎となるトレーニングとスキルの向上を目指す科目群を配置しており、「語学科目」、「情報科目」及び「ウェルネス科目」を用意している。これらの学習を通して、教育目標 1 に掲げる自分との対話や他者との対話、社会との対話を通して他者と関わっていく力、社会に提言していく力を育むことができる。

(3) 一般科目群

「人と思想」、「人間の心理と行動」、「言葉と文学」、「歴史」、「現代社会」、「数学」、「自然と環境」、「芸術」及び「衣・食・住」などの様々な分野を、教養として広く深く学べる科目群を配置している。また、特定の分野に限定されず学際的に学ぶことのできる科目群である「教養総合科目」を用意している。これらにより、教育目

標 1 に掲げる人や社会との対話の前提となる人間について学び、教育目標 3 に掲げる固有の文化を尊重し、すこやかな社会を創造する人を育み、さらには、教育目標 4 に掲げる人々が安寧に生活していくことの基本を学ぶ。

2. 専門科目

看護職として必要な専門知識・技術を習得するため、専門科目を配置する。

専門科目では、養成する人材像に沿い、理論と実践を結びつけた深遠な知を獲得し、様々なコミュニティにおいて自らの役割を果たすため専門的知見から判断力と実践力を身につけ、地域や社会の保健医療福祉の場において自立して活動できる看護の専門職としての能力を養う。

本学部の専門教育課程は、この「地域や社会の保健医療福祉の場において自立して活動できる看護の専門職としての能力を養う」を達成するために、看護学に関わる基礎的な科目を学ぶ「専門基礎科目」を設定した上で、4つの区分からなる看護専門分野を編成している。この看護専門分野を編成するに当たっては、地域や社会の保健医療福祉システムの中で看護が提供される場を「コミュニティ」と捉え、そこで生活している人々とコミュニティとの関わりを意識した教育を 4 年にわたり一貫して行うことを念頭に置いた。これは、現在の医療体制では、病む人のケアは基本的に病院だけでは完結せず、自宅や地域においても引き続きケアが必要であり、また、今後は入院日数の短縮化や見守りの必要な高齢者の増加に伴い、ますます病院と自宅や地域のケアの接続性、継続性が重要になることが予想されるからである。そして、これからは、病院等の医療施設や地域・在宅ケア等も地域の保健医療福祉システムの中で捉え、その中で生活している人々に対して個別の看護ケアが自立して行えるとともに、地域全体の保健医療福祉システムの中で看護職間や他職種間で連携・協働していける能力を育成する教育が必要であると考えた。

以上の方針から、本学部の看護専門分野は、科目区分を看護の対象によって分けるのではなく、よりコミュニティとの関わりを重視する編成とした。このため、看護の基本や看護の多様な方法、コミュニティの中で生活している人々への理解、ケアシステムを学ぶ「コミュニティ・ケアシステム分野」を基盤として、コミュニティの中で心身の病気の予防及び回復を支援する看護ケアを学ぶ「医療看護分野」、コミュニティの中で成育と医療の両方を念頭に置いた母性・父性や子ども、女性への看護ケアを学ぶ「成育看護分野」を配置した。さらに、専門科目で学ぶ知識・技能を統合して、実践力を育成するために 1 年次より「統合看護科目」を配置した。

(1) 専門基礎科目

「専門基礎科目」は、看護を学ぶに当たり必要な基礎知識や周辺領域を習得する看護の導入部門として位置づけている。「専門基礎科目」では、教育目標 1 に掲げる

看護の表現力を育む基礎力を養成し、教育目標 2 の倫理的・道徳的な態度を伴う看護の実践力を養い、教育目標 4 に掲げる保健医療福祉の連携として、健康や障害の状態に応じて社会資源を活用できるような知識と基礎的能力を養うとともに、教育目標 5 に掲げる国際的視野を養うため、以下の科目等を設置している。

- ・ 専門職業人として、最新知識・技術を自ら学び続ける基礎的能力を養い、科学的思考力及びコミュニケーション能力を高め、人間と社会を幅広く理解するため「特別生物」、「発達心理学」、「コミュニケーション論（表現学）」、「食品学総論」、「健康相談活動」等を配置している。
- ・ 倫理的・道徳的な態度を身につけるため、「生命倫理」及び「医療と法」を配置している。
- ・ 健康・疾病・障害に関する観察力、判断力のベースとなる「栄養代謝学」、「薬理学」を配置している。
- ・ 生涯にわたる健康や障害の状態に応じて社会資源を活用できる知識と基礎的能力を養い保健医療福祉の連携を学ぶため、「社会福祉・社会保障論」、「社会福祉・社会活動論」、「学校保健Ⅱ」、「公衆衛生学」、「疫学」、「保健統計学」を配置している。
- ・ 国際的視野を養うため、「国際保健」、「医療英語」を配置している。

(2) 看護専門分野

看護専門分野は、「コミュニティ・ケアシステム分野」を基盤として、「医療看護分野」、「育成看護分野」及び「統合看護科目」で編成している。看護専門分野においては、その学びがコミュニティとの関わりを重視した体系となっていることから、それぞれの科目で地域における看護の接続性、継続性を念頭に置いて教授していく。

① コミュニティ・ケアシステム分野

「コミュニティ・ケアシステム分野」は、看護の基本や看護の多様な方法、コミュニティの中で生活している人々への理解、ケアシステムを学ぶ分野である。

「コミュニティ・ケアシステム分野」では、教育目標 1 に掲げる確かな知識や技術を身につけ、教育目標 2 に掲げる科学的根拠に基づいた看護を実践し、教育目標 3 に掲げるすこやかな社会の実現に向けた地域保健の育成とコミュニティを育む力について教授する

この分野は、基礎看護学、生活援助学、情報看護学、地域・在宅看護学、老年看護学の専門科目群で編成しており、コミュニティの中で生活している人々への支援とケアシステムの在り方を教授していく。それらを具体的に説明する

と以下ようになる。

- ・看護学の歴史と看護学の理論の発展、看護の展望、看護実践の倫理を学ぶ科目として「看護学概論」、「看護倫理」、「実践看護論」を、看護を展開するための対象と支援方法の基本を学ぶ科目として「生活概論」、「生活援助論」、「コミュニティヘルスケア看護技術演習Ⅰ」、「コミュニティ看護実習Ⅰ」等を配置している。
- ・コミュニティケア及びケアシステムを学ぶ科目として「在宅看護論」、「地域看護活動論」、「公衆衛生看護学概論」、「老年看護論」、「コミュニティ看護実習Ⅱ（老年）」等を配置している。
- ・地域の医療資源の連携を発展させる科目として「予防看護論」、「看護情報学」、「災害看護」、「学校保健Ⅰ」を学ぶとともに、看護と地域の医療資源の関わりを学ぶために「コミュニティケアシステム論」を配置している。

② 医療看護分野

「医療看護分野」は、地域の中で生活している人のこころとからだの病気の予防及び回復を助け、健康を維持すること、健康な生活に戻れることを支える看護分野である。

「医療看護分野」では、教育目標 2 に掲げる人々の健康増進、健康の回復のための科学的根拠に基づいた看護を実践し、教育目標 4 に掲げる病むことへの理解を通して、心身の病気の予防及び回復、苦痛の緩和への看護を教授する。

「医療看護分野」は、病態・治療看護学、成人看護学、精神看護学の専門科目群で編成しており、コミュニティの中で心身の病気の予防及び回復を支援していくことを教授する。病態・治療看護学及び成人看護学と精神看護学の専門科目群を同じ分野科目として提供することで、心身の両面から健康障害にある人の急性期及び慢性期の看護、治療に伴う看護、地域在宅への継続的な看護について専門的な知識と技能及び地域における保健医療福祉システムの中での連携について教授することとなる。それらを具体的に説明すると以下ようになる。

- ・健康の維持・回復には看護学とともに医療知識が不可欠であるため、正常な人体のしくみと機能、及び免疫構造についての基本的知識を学ぶ「人体のしくみと機能Ⅰ」、「感染免疫学」等を配置し、病むことと老いることへの理解を基礎として、心身の疾病、老化の状態と、その病を治療することの実際を学ぶ「疾病と治療Ⅰ～Ⅳ」を配置している。
- ・外科的手術や化学療法治療などを必要とする患者の看護や生活習慣の変更、生

活機能障害によりリハビリテーションを必要とする急性期及び慢性期にある患者の看護について学ぶため、「急性期看護論」、「慢性期看護論」、「治療看護論」、「医療看護実習Ⅰ」、「医療看護実習Ⅱ（急性期）」等を配置し、さらに、精神看護学の基盤となる理論や知識、地域における精神障がい者と家族を支援するサポートシステム、リエゾン精神看護について学ぶため、「精神看護論」、「精神看護支援技術演習」、「医療看護実習Ⅱ（精神）」等を配置する。

- ・人の心身の健康という観点から、地域社会の中で生活している人々と医療ケアシステムを有機的に関連させるために「医療ケアシステム論」を設けている。

③ 成育看護分野

「成育看護分野」は、子ども、学童・生徒、女性、家族における安寧と健康を最適に繋げていくことを学ぶ分野である。

教育目標 1 に掲げる他者と関わっていく力の前提となる他者理解や教育機能について学び、教育目標 2 に掲げる科学的な根拠に基づいた看護を教授する。母性・父性、母子、子ども、学童、生徒、家族を対象として、健やかな成長、出産や小児期の病気といった健康上の課題や成長発達課題に対して、教育的関わりを含む看護ケアの専門的な知識と技能を教授することになる。

「成育看護分野」は、母性看護学・助産学、小児看護学・養護教育学の専門科目群で編成している。この分野では、コミュニティの中の母性・父性や子ども、女性に焦点を当て、医療の視点に加えて、人が発達する、成長する、人を育むという視点から暮らしを支え、家族を地域や医療と繋いでいく支援方法を教えていく。それらを具体的に説明すると以下のようなになる。

- ・周産期にある女性と新生児、その家族の健康支援及び女性のライフステージに伴う健康課題とその支援について学ぶため、母性看護学・助産学の専門科目群に「母性看護論」、「女性の健康増進と看護」、「成育看護実習Ⅱ（母性）」、「助産学概論」、「助産診断技術論演習」、「助産学実習」等を配置し、さらに、小児期の発達への理解、その育ちへの環境の影響、疾患や障がいをもって生活する子どもを理解し、子どもとその家族への支援について学ぶため、小児看護学・養護教育学の専門科目群に「小児看護論」、「養護概説」、「成育看護実習Ⅱ（小児）」等を配置している。なお、「疾病と治療Ⅴ」、「疾病と治療Ⅵ」については、母子及び子どもの健康の維持・回復には、小児及び母性を対象とする看護学とともに医療知識が不可欠であるため、「成育看護分野」へ配置している。
- ・子どもの成長・発達のアセスメント、周産期の母子の健康状態を理解するために必要な技術、及び小児、母性の事例を通した実際的な看護計画の立案や実施について学ぶため、母性看護学・助産学の専門科目群と小児看護学・養護教育

学の専門科目群に共通する科目として、「成育看護実習Ⅰ」、「成育看護技術演習Ⅰ」等を配置した。

- ・子どもやそれらの人々を取り巻く状況を有機的に関連させ統合していくために「家族看護論」を設けている。

④ 統合看護科目

「統合看護科目」は、「学びのグループゼミⅠ～Ⅳ」、「総合実習（地域・在宅）」、「課題探究」で編成しており、1年次生から4年次生で構成する「学びのグループゼミ」を各年次に配置した上で、4年次には「総合実習（地域・在宅）」、「課題探究」を設けて4年間の学びを統合する。

「統合看護科目」では、教育目標1に掲げる自分との対話や他者との対話、社会との対話を通して看護の専門職として自らを律していく力や他者と関わっていく力、社会に提言していく力を育み、教育目標2に掲げる科学的根拠に基づいた知識・技能の提供及び実践に伴う倫理的・道徳的態度を身につけ、教育目標5に掲げる専門職として生涯にわたって看護を探究し続ける姿勢について教授する。

「学びのグループゼミⅠ～Ⅳ」における学生の編成は、1年次生から4年次生までの40人で1グループを構成し、同級生の横の繋がりだけではなく、上級生、下級生の縦の繋がりの中なかで看護の学びを共有していく。「総合実習（地域・在宅）」では、各専門科目群において地域・在宅の視点から看護を統合していく。「課題探究」では、「総合実習（地域・在宅）」で学んだ看護の各専門科目群において、演習と実習を組み合わせた科目を学び、臨床における看護課題を見出し、探索的に取り組む過程を通して、看護実践力を涵養し看護専門職としての姿勢・態度を身につける。

なお、「学びのグループゼミⅠ～Ⅳ」については、本学の教育課程の特長となっている科目であるため、以下の通り具体的に説明する。

「学びのグループゼミⅠ～Ⅳ」は、1年次生から4年次生を各10人ずつ、1グループ40人で構成するグループを8つ作り、実践事例を共有しながら相互に学び合う体制を作る。各科目の実施回数、開催時期、実施体制については下表「学びのグループゼミⅠ～Ⅳの授業展開図」に示す通りで、授業は前期に4回、後期に4回、通年で8回開催する。4月の授業概要オリエンテーション以外は1年次生～4年次生までを8グループに分けてゼミナール方式の授業を行う。学生はこのグループの中で講義・演習と実習の学びを繋ぎ、看護の知識・技術の実際の使い方・活用方法を実践の学として学ぶ。

学びのグループゼミ I～IVの授業展開図

開催月 授業	4月	5月	8月①	8月②	12月①	12月②	2月①	2月②
学びのグループゼミ I (1年次)	授業概要 オリエンテーション 参加の表明 ・自己紹介	学習目標の明示 ・自身の将来を想像し、目標を書く ・発表する	看護や看護の対象となる人々について知る ・4年次生が行う第Ⅲ段階実習の実習報告やディスカッションを聴く		看護に向き合う姿勢や態度を学ぶ ・2年次生や3年次生が行う第Ⅱ段階の実習報告やディスカッションを聴く		自分の将来への大まかな見通しを想像する ・4年次生が行う課題探究の発表を聴く	
学びのグループゼミ II (2年次)		学習目標の明示 ・1年次に掲げた学習目標と第Ⅰ段階の実習経験を踏まえ、目標を書く ・発表する	看護の役割や拡がりを考える ・4年次生が行う第Ⅲ段階実習の実習報告やディスカッションを聴き、学びを記述する		他者の体験から学ぶ ・第Ⅱ段階のコミュニティ看護実習Ⅱ(老年)/医療看護実習Ⅱ(精神)の実習報告を行う		看護実践の思考過程や倫理的判断について考える ・4年次生が行う課題探究の発表を聴き、学びを記述する	
学びのグループゼミ III (3年次)		学習目標の明示 ・これまでの講義・演習や実習での経験を踏まえ、目標を書く ・発表する	ディスカッションに参加する ・4年次生が行う第Ⅲ段階実習の実践報告のディスカッションに参加する		看護実践を表現すること、伝えることを学ぶ ・第Ⅱ段階の医療看護実習Ⅱ(急性期)/医療看護実習Ⅱ(慢性期)/成育看護実習Ⅱ(小児)/成育看護実習Ⅱ(母性)の実習報告を行う		看護専門職について考える ・4年次生が行う課題探究の発表を聴き、思考する	
学びのグループゼミ IV (4年次)		学習目標の明示 ・これまでの講義・演習や実習での経験を踏まえ、目標を書く ・発表する	グループメンバーと共同する ・第Ⅲ段階の総合実習(地域・在宅)の実習報告を行う		グループのなかで助言者の役割を学ぶ ・2年次生や3年次生が行う第Ⅱ段階の実習報告のなかで助言者の役割を引き受ける		将来のキャリアについて目標を示す ・第Ⅲ段階の課題探究を発表する	
グループの分け方		合同 8グループ (1～4年次生を各10人ずつ)	8グループ (1～4年次生を各10人ずつ)	8グループ (1～4年次生を各10人ずつ)		8グループ (1～4年次生を各10人ずつ)		8グループ (1～4年次生を各10人ずつ)

- ・1年次生は、全学共通教養科目「基礎Ⅰ」や専門科目「看護学概論」等の知識と、見学実習である第Ⅰ段階実習「コミュニティ看護実習Ⅰ」等の学びの体験を元に、学びのグループへの参加を通して看護や看護の対象となる人々をより具体的に知り、看護に向き合う姿勢や態度を学び、自身の将来への大まかな見通しをイメージできるようになる。
- ・2年次生は、「疾病と治療Ⅰ～Ⅵ」、「老年看護論」、「精神看護論」等の知識と第Ⅱ段階実習「コミュニティ看護実習Ⅱ(老年)」、「医療看護実習Ⅱ(精神)」等の学びの体験の深まりを元に、「学びのグループゼミ」において他年次生の看護体験を聴くことで、看護の役割や拡がり理解するとともに、看護の思考過程や倫理的判断について考えるようになる。
- ・3年次生は、「コミュニティ・ケアシステム分野」、「医療看護分野」、「成育看護分野」の講義・演習と第Ⅱ段階実習「医療看護実習Ⅱ(急性期)」、「成育看護実習Ⅱ(小児)」等の学びの体験の進展を元に、看護実践事例のプレゼンテーションを行い、ディスカッションに参加することで看護専門職としての思考力が育ってくる。
- ・4年次生は、他の「統合看護科目」である「総合実習(地域・在宅)」、「課題探究」を含めて4年間の看護の学びを統合していく過程で、「学びのグループゼミ」のメンバーと共同し、グループの中で助言者としての役割を引き受けていくことで、自身の将来の看護キャリアの方向性を導き出す機会を得る。

「学びのグループゼミⅠ～Ⅳ」の科目ごとの到達目標及び具体的な授業内容は「資料1」に示す通りである。

オ. 教員組織の編成の考え方及び特色

本学部では、保健医療福祉の場において自立して活動できる看護の専門職を養成することを目指しており、そのために特に学士課程においては、専門領域を絞るのではなく、看護師・保健師・助産師に共通した看護学を幅広く学んだ上で、保健医療福祉の広いフィールドの中でそれぞれが活躍する場を選択していくことが重要と考えている。これを実現するために、教員組織については、コミュニティ・ケアシステム分野を中心に医療看護分野と成育看護分野の3分野の大講座制とし、それぞれの分野には、関連の専門科目群を配置して、連携して教育・研究が発展していくように編成している。

コミュニティ・ケアシステム分野は、基礎看護学、生活援助学、情報看護学、地域・在宅看護学、老年看護学で編成し、新しい地域包括ケアに対応した人材の育成と研究の中核として位置づけている。さらに医療看護分野は、成人看護学（慢性期看護学・急性期看護学）、病態・治療看護学、精神看護学を配し、高度先進医療から在宅医療・地域包括医療へと連動していく医療システムの中で活躍できる人材の育成と研究の発展を目指している。成育看護分野は、小児看護学・養護教育学、母性看護学・助産学で編成し、コミュニティ・ケアシステム分野と連動して、地域の中で育児や子育て、小児の医療ケア、母親や父親となることへの支援、女性の健康支援に貢献する人材の育成と研究を担当する。

このような教員が連携する教育研究風土の中で、学生は常に多くの教員と関わることになり、看護を幅広く捉えるとともに多面的な考え方が可能になると考えている。コミュニティ・ケアシステム分野には、教授5人、准教授1人、講師3人、助教4人、医療看護分野には、教授2人、講師3人、助教2人、成育看護分野には、教授2人、准教授1人、講師3人、助教2人をそれぞれ専任教員として配置し、バランスよく教育研究が行える体制とした。

これにより看護学部全体の専任教員組織の構成としては、教授9人、准教授2人、講師9人、助教8人の計28人となり、専任の助手7人を加えて学部の運営を行う。このうち、博士号取得者は、教授6人、准教授1人、講師1人の計8人であり、主要科目を担当する。学部長には、20年の臨床経験と公立大学における20年以上の教育経験をもち、管理職（学部長）経験を有する教授が就任する。このような教員組織により、大学設置基準第7条（教員組織）の規定を満たし看護学部の教育目標に沿った教育研究が行える体制となっている。

また、養成する人材像にある判断力と実践力を身につけた看護の専門職を実現するためには、専門知識と実践を結びつけて学ぶ必要がある。このため、教員についても、専門領

域の知識だけでなく、臨床経験を併せもつ人物を確保したことから、専任教員は公衆衛生学の教員 1 人を除いた全員が臨床経験を有する教員となっている。さらに、そのうちの多くは、大学教員経験者として教育力を担保し、かつ専門看護師の資格を有する教員を 8 人配置して高度な実践力を養える体制としている。保健師教育の充実という面でも、保健師助産師看護師学校養成所指定規則上の保健師の資格対応科目を担当する専任教員として、基準を大きく上回る保健師の有資格者を配置している。その他にも、関連する専門科目の医学系主要科目には、医師を配置するなど、教育体制を充実させている。

学部完成時の教員の年齢構成については、60 歳～69 歳が 5 人（教授 4 人、助教 1 人）、50 歳～59 歳が 8 人（教授 5 人、准教授 1 人、講師 2 人）、40 歳～49 歳が 12 人（准教授 1 人、講師 7 人、助教 4 人）、39 歳以下が 3 人（助教 3 人）となっており、年齢及び職位に関してバランスに配慮した編成とした。

なお、本学の定年は、学校法人吉学園神戸女子大学就業規則第 29 条に示されている通り、教育職員については 70 歳である。（資料 2）

カ. 教育方法、履修指導方法及び卒業要件

本学部で養成する人材は、女性の可能性を拓く豊かな教養と深遠な知の獲得により、様々なコミュニティにおいて自らの役割を果たす判断力と実践力を身につけ、地域や社会の保健医療福祉の場において自立して活動できる看護の専門職である。この目的を遂行するための教育方法及び履修指導方法は次の通りである。

1. 教育方法

- (1) 全学共通教養科目、教職課程の科目についても、看護専門科目と同一キャンパスで開講し、学生ができるだけ自由に選択科目を受講できるように配当した。
- (2) 全学共通教養科目、教職課程の科目は、カリキュラム及び時間割を基本的に健康福祉学部と共通とし、学部間で学生の交流が図れるように配当した。
- (3) 専門科目の中に専門基礎科目を置き、全学共通教養科目を超えて看護学の基盤となる他の学問分野の科目を配当した。
- (4) 専門基礎科目に医療や看護を題材にした医療現場でのグローバル・コミュニケーション能力を育成するため「国際保健」、「医療英語」を配当した。
- (5) 専門科目は、学生が大学教育に出会う初期から看護学に関心を向けていけるよう 1 年次から 4 年次にかけて段階的に配当した。
- (6) 学生が各専門看護分野の提供する講義・演習・実習を一連の流れの中で学習できるよう開講時期を設定した。
- (7) 各学内看護実習室を学生に開放し、学生が自主的に看護技術を習得できる体制を取る。
- (8) 各専門看護分野の看護実習では、実習施設がある地域やそこに暮らす人々の特徴、そ

の地域の健康問題について学び、コミュニティへの理解を深めていけるように実習施設を選定した。

- (9) オムニバス方式を採用する科目については、科目担当責任者を置き、授業内容、成績評価等の責任の所在を明確にした。
- (10) 統合看護科目では、1年次生から4年次生でグループを構成し、4年間を通して学内で学ぶ講義・演習と学外で学ぶ実習を繋ぎ、実践の学としての看護学を統合していけるよう「学びのグループゼミ」を配当した。
- (11) 保健師国家試験受験資格及び助産師国家試験受験資格の選択科目履修者については、それぞれ、定員（保健師 20 人、助産師 8 人）を設ける。各資格履修者の選考については、「ケ. 資格取得を目的とする場合」において後述する。
- (12) 養護教諭一種免許状の取得を希望する全ての学生（助産師国家試験受験資格履修者を除く）が教職科目を履修できるよう時間割を編成した。

2. 履修指導方法

履修指導は、「履修の手引き」を用いて、教務担当者による説明（オリエンテーション時）及び個別指導を実施する。

本学部では、CAP 制を導入し、学生が授業の予習と復習に時間をかけられるように年間の履修上限単位数を原則として 46 単位とする（教職課程科目を除く）。

また、学生が自身の学修計画に責任をもち、自主的、意欲的に学修することを促すため、全学に導入している GPA 制度を採り入れる。

[GP (Grade Point)]

評点の範囲	評価	英文証明書表記	GP	判定
90 点～100 点	秀	S	4	合格
80 点～90 点未満	優	A	3	
70 点～80 点未満	良	B	2	
60 点～70 点未満	可	C	1	
60 点未満	不可	F	0	不合格
無資格	無			
認定	認	P	対象外	合格

[GPA (Grade Point Average) 計算式]

$$\text{GPA} = \frac{\text{(履修登録科目の GP} \times \text{単位数) の総和}}{\text{履修登録科目単位数の総和 (不可及び無資格の科目を含む)}}$$

〔GPA 算出対象科目〕

履修登録した卒業要件に含まれる授業科目を対象とする。（認定で取得した科目は除く）

3. 卒業要件

卒業要件単位数を 124 単位に設定する。

卒業要件の内訳は次の通りであり、履修モデルは「資料 3」に示す。

全学共通教養科目			専門科目	全学共通教養科目 または専門科目	卒業要件 単位合計
語学科目	ウェルネス	20 単位 以上	98 単位以上 (専門基礎科 目 15 単位以上 含む)	6 単位以上	124 単位 以上
英語のみで 6 単位以上	「基礎トレーニング」 を含み 1 単位以上				

キ. 施設、設備等の整備計画

(a) 校地、運動場の整備計画

神戸女子大学の校地面積は、専用の須磨キャンパス 145,623.61 m²、神戸女子短期大学と共用しているポートアイランドキャンパス 24,524.81 m²、三宮キャンパス 4,174.00 m² であり、そのうち、運動場用地は須磨キャンパス 9,999.00 m²、共用しているポートアイランドキャンパス 6,675.28 m² である。看護学部の設置に伴う新たな校地の所有及び借用は予定していない。大学設置基準、短期大学設置基準の校地基準面積は収容定員 1 人当たり 10 m² 以上であり、看護学部を設置するポートアイランドキャンパスにおいては、学生の収容定員が 1,600 人のため、16,000 m² 以上ということとなるが、その 1.5 倍以上の 24,524.81 m² を所有しており、十分な校地を有している。また、運動用施設として、テニスコート 3 面 (2,585.02 m²) と体育館 (延床面積 2,334.04 m²) が整備されている。学生が休息できるスペースとしては、運動場用地の他にテーブル・イスを配置した中庭 (約 1,300 m²) を整備し、常に利用できる環境となっている。

看護学部を設置するポートアイランドキャンパスでは、近隣の神戸学院大学、兵庫医療大学、神戸夙川学院大学及び夙川学院短期大学との連携が充実しており、単位互換や学生の交流が盛んに行われている。また、神戸市の医療産業都市構想の地でもあり、平成 23 年度に神戸市立医療センター中央市民病院が新築移転し、平成 27 年度には兵庫県立こども病院が移転してくる計画で、医療施設の集積が進んでいる。中央市民病院とこども病院からは、実習の承諾を得ており、実習環境としても恵まれている。

(b) 校舎等施設の整備計画

看護学部の校舎等施設として、鉄筋コンクリート造 5 階建て、延床面積約 7,500 m² の校

舎を新たに建設する。

新校舎には、看護実習室として4室（「看護実習室（基礎）（約 300 m²）」、「看護実習室（成人・精神）（約 150 m²）」、「看護実習室（在宅）（約 150 m²）」、「看護実習室（母性・小児・助産）（約 140 m²）」）の他、実験室1室（約 135 m²）、情報処理室1室（約 150 m²）、講義室6室（約 300 m² 1室、約 140 m² 2室、約 120 m² 3室）、演習室8室（1室約 40 m²）、自習室1室（約 110 m²）等を配置し、学生の教育環境の充実を図っている。専門科目は一部の教職科目を除き、全て新校舎で実施されるが、「授業時間割」（資料4）に示す通り、全て無理なく配置されている。専任教員の個人研究室は33室（1室約 25 m²）と専任教員数を上回る研究室を用意している。その他に更衣室、各実習室の準備室等を設ける。

大学設置基準上の校舎面積は収容定員 320 人の場合、4,561.20 m²である。約 1.64 倍の延床面積約 7,500 m²を用意することで、学生の休息、交流の場等を設け、施設として余裕のある設計としている。

①講義室・演習室

講義室・演習室の机と椅子は可動式とし、様々な形態の授業で活用できるようにした。また、AV機器の充実も図っている。

②実習室

看護実習室（基礎）には、ベッド24台、洗髪台、給湯給水設備を設けている。看護実習室（在宅）には住宅再現コーナーを設け、看護実習室（母性・小児・助産）には、分娩台、診察台、沐浴槽等を設置する。また、看護実習室（成人・精神）には、ベッド4台のシミュレーション室を設け、より実際の医療現場に即した実習が行えるよう工夫した。

③情報処理室

パソコン60台を設置し、通常の授業だけではなく、空き時間にはレポート作成等に使用できるように対応している。

④自習室

学生の自習用としてパソコン30台を設置し、各種の検索、レポート作成等を可能としている。また、隣接するコモンスペースと併せて、様々な自習スタイルが取れるよう工夫した。

(c) 図書等の資料及び図書館の整備計画

本学園では、神戸女子大学須磨キャンパス、神戸女子大学・神戸女子短期大学ポートアイランドキャンパス及び三宮キャンパスの3箇所に図書館を設置している。共通のシステム（OPAC）で管理されているため、他キャンパスの図書館で所蔵している蔵書を検索し、必要に応じて普段利用している図書館に取り寄せることが可能である。利用可能な図書館全館の蔵書冊数は、平成26年5月現在で374,716冊となっている。

本学のポートアイランドキャンパスには、健康福祉学部社会福祉学科、同健康スポーツ栄養学科及び神戸女子短期大学食物栄養学科、須磨キャンパスには、家政学部管理栄養士養成課程が設置されているため、看護学部に関連がある衛生学関係図書 7,054 冊、生理学・生化学関連図書 1,211 冊、栄養・調理関連図書 6,149 冊、社会福祉関連図書 376 冊、精神医学関連図書 986 冊等、すでに約 16,000 冊が用意されている。

看護学部の設置に際しては、既存図書に加えて、看護学部として必要な図書・雑誌類を選定し購入する。カリキュラムや学部の特色を視野に入れ、バランスよく、特定の分野に偏らないよう配慮し、看護技術の進歩に対応して新しく刊行された図書と視聴覚資料を購入する計画であり、開設時までには 3,200 冊の図書と 83 点の視聴覚資料を整備する。

なお、学術雑誌及びデータベースは初年度から整備し、その明細は「資料 5」の通りである。

ポートアイランドキャンパス図書館の閲覧座席数は、収容定員 1,600 人（健康福祉学部 560 人、神戸女子短期大学 720 人、看護学部 320 人）に対して 313 席となっている。

ク. 入学者選抜の概要

1. アドミッション・ポリシー

本学部が養成する人材像は、女性の可能性を拓く豊かな教養と深遠な知の獲得により、様々なコミュニティにおいて自らの役割を果たす判断力と実践力を身につけ、地域や社会の保健医療福祉の場において自立して活動できる看護の専門職である。そのため本学部では次のような人材を求めている。

- ①看護職として社会に貢献する意欲のある人
- ②人との関わりを大切にしたい人
- ③自らの成長を希求する人
- ④文化と看護の融合に関心がある人

2. 入学者選抜方法

入学資格は、神戸女子大学学則第 8 条に規定する通りであり、女子のみに出願資格を与える。入学試験会場は、兵庫県内だけではなく、四国・中国地方の主要都市等を中心に会場を設け、入学希望者の便宜を図る。

入学試験種別は、大きく分けて推薦入試、一般入試、大学入試センター試験利用入試及び社会人特別入試がある。大学入試センター試験利用入試については、開設 2 年目より実施する。詳細な入学試験種別は「資料 6」の通りとなる。

推薦入試には、指定校推薦、公募制推薦入試前期 A、B、C、後期、神女ファミリー方式及び自己推薦方式がある。一般入試には、前期 A、前期 B1、前期 B2、前期 C 及び後

期の方式がある。その他、大学入試センター試験利用入試前期、後期及び社会人特別入試がある。

入学試験の科目数は、指定校推薦と社会人特別入試を除き 1 科目から 3 科目となっているが、1 科目試験においては、面接を実施することで、看護職としての意欲などアドミッション・ポリシーへの適合性を計ることとする。また、2 科目、3 科目試験では、受験科目を理科系、文科系の区別なく選択できるようにして人間として総合的にバランスの取れた人材を求めている。募集人数については、推薦入試 45%、一般入試（大学入試センター試験利用入試を含む）を 55%とする。

なお、社会人特別入試における社会人の定義は、入学年度の 4 月 1 日現在の年齢が満 23 歳以上の女子で、次のいずれかの条件を満たしている者とする。

- ①高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者
- ②通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者
- ③その他、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると大学が認めた者

ケ. 資格取得を目的とする場合

看護学部看護学科において取得できる資格は、以下の通りである。

資格	定員（人）
看護師国家試験受験資格	80
保健師国家試験受験資格（選択）	20
助産師国家試験受験資格（選択）	8
養護教諭一種免許状（選択）	80

※助産師国家試験受験資格を選択した場合は、保健師国家試験受験資格及び養護教諭一種免許状の選択はできない。

看護師国家試験受験資格の取得は卒業必修要件としている。

保健師国家試験受験資格及び助産師国家試験受験資格については、上表の通りの上限を設けた選択制とした。これは、それぞれの資格の専門性に鑑み、教員一人当たりの指導学生数とその教育の質を担保するのに相応な人数であること、加えて、助産師にあっては、医療施設における実習で経験可能な正常分娩症例数などを想定し、総合的判断のうえで定めた適正人数である。

養護教諭一種免許状については、助産師国家試験受験資格を選択した者を除き、希望者全員の選択を可能としている。

保健師及び助産師国家試験受験資格履修者の選抜の時期は、3年次前期終了後とし、それまでの履修状況、学業への取組姿勢及び成績評価等を基に、面接または試験を実施し、

総合的に判定する。成績評価に関しては学内で定めたGPAの基準を満たすことを条件とする。(資料7)

保健師及び助産師国家試験受験資格取得のための所要科目のうち3年次前期までに開講されるものは、全員が履修できるよう教育課程を編成している。これは、資格取得希望者が選抜時期までに、資格に関する専門知識や技術の習得、各段階における臨地実習などの経験を通して、自らの適性を見極めた上で課程履修の選択が可能となるよう配慮してのことである。

また、養護教諭一種免許状については、4年次後期開設の養護実習に履修条件を設けることで教職を志す学生の質を担保する。養護実習の実習先及び履修条件は「資料8」に示す通りである。教員免許状は、大学卒業後であっても科目等履修制度等の活用により資格取得が可能である。教職を志望する学生に対してはこの様な制度の情報提供なども含めた履修指導を行う。

なお、取得可能資格及びその選抜方法については、大学案内、入試要項または入試説明会等により受験生に周知を図る。また、入学後の説明会等を通じて保証人の理解を求めるとともに、学生に対してはオリエンテーションにより適切な履修指導を行う。授業履修の過程にあっては、ゼミ担当教員または領域担当教員による学生の資格履修（進路選択）に対する指導助言体制を整えるものとする。

コ. 実習の具体的計画

A 実習計画の概要

1. 実習のねらい

実習は、学生を看護の実践者として、さらには人間としてその可能性を育んでくれる場であり、学生が看護の対象となる病気とともに生きる人、地域で健康を気遣いながら生活している人、さらにはそれらの人々が生活する地域を理解していく場として位置づけている。さらに看護学実習は、学生が臨床の場で看護実践過程や医療職の協働・連携を学び、看護の本質を修得していくために欠かせない教育である。本学では、看護学実習で学生が身につけることとして下記の7項目を設定した。

- ①対話する力（聴く力・話す力）
- ②看護の対象となる人々の状況に関わる力
- ③苦痛や苦悩を理解する力
- ④子どもから高齢者まで地域で生活している人々から学ぶ力
- ⑤常に地域の視点をもって看護を展開していく力
- ⑥看護基礎教育で修得すべき看護の実践力
- ⑦看護師間や他の医療職等と協働・連携していく力

2. 実習の構造

本学で必修としている実習は、教育課程の編成の考え方によって第Ⅰ段階から第Ⅲ段階の構造とした。その他に選択科目として保健師、助産師及び教職課程に関する実習を配置している。(資料9)

(1) 第Ⅰ段階

第Ⅰ段階の実習は、「コミュニティ看護実習Ⅰ」、「医療看護実習Ⅰ」、「成育看護実習Ⅰ」である。実習の場は、コミュニティを支えるフィールドとして、高齢者が過ごす介護老人保健施設・通所リハビリテーション施設、医療機関である病院、地域で暮らす子どもの活動の場である保育所・幼稚園を選択している。実習の時期は、1年次に配置している。実習のねらいは、地域で暮らす人々とその地域にある病院や施設との繋がりを知る機会を得ながら、子どもから高齢者まで様々な年代の人々と対話することで、地域で暮らす人々に関心を向けていくことにある。

(2) 第Ⅱ段階

第Ⅱ段階の実習は、「コミュニティ看護実習Ⅱ(老年)」、「医療看護実習Ⅱ(精神)」、「医療看護実習Ⅱ(急性期)」、「医療看護実習Ⅱ(慢性期)」、「成育看護実習Ⅱ(小児)」、「成育看護実習Ⅱ(母性)」である。実習の場は、医療機関である病院を選択している。実習の時期は、2年次から3年次に担当している。実習のねらいは、主に病気の診断・治療のために入院や通院をしている人々を対象に、健康の回復、苦痛の緩和、疾病の予防、健康の増進を支援する看護過程の展開を学ぶことにある。

(3) 第Ⅲ段階

第Ⅲ段階の実習は、「総合実習(地域・在宅)」、「課題探究」である。実習の場は、医療機関の地域連携室や在宅及び地域と関連する保健・医療・福祉施設等をフィールドとして選択している。実習の時期は、4年次に担当している。実習のねらいは、3年次までに学んだ看護の知識・技術を統合しながら、総合実習で地域・在宅への看護の継続性を学び、さらに課題探究で看護実践を深く探求していくことにある。

(4) 保健師

保健師に関する実習は、4年次に「公衆衛生看護活動論実習」、「公衆衛生看護管理論実習」を配置している。実習のねらいは、保健所の機能と役割、地域特性と健康課題、行政機関における看護職の役割、保健医療福祉の連携、地域看護診断等について学び、保健師活動に必要な知識・技術を習得することにある。

(5) 助産師

助産師に関する実習は、4年次に「助産学実習」を配置している。実習のねらいは、妊産褥婦と胎児・新生児の心身の経過を判断し、妊産褥婦と胎児・新生児の看護ニーズから健康課題・問題を理解し、必要な援助を計画・実践・評価する能力を養うことにある。

(6) 教職課程

教職課程の実習は、4年次に「養護実習 A」、「養護実習 B」を配置している。さらに選択科目として「特別支援学校体験活動」を配置している。

実習のねらいは、学級担任や養護教諭の指導を受けて、学校教育や児童生徒の健康問題について学び、それらに関わる養護教諭の役割について学ぶことにある。希望する学生は、「特別支援学校体験活動」で特別支援学級において、子どもの障害への理解と適切な関わりについて学ぶことができる。

3. 実習単位、主な内容、実習施設、時期、学生の配置等

実習科目は1単位当たりの時間数を40時間とし、必修科目11科目（計23単位）、選択科目3科目（計11単位）で構成している（教職課程を除く）。学生の配置は1グループ5人での編成を原則とし、16グループとする。実習科目における主な内容、実習単位、実習施設、時期は以下の通りとしている。（資料10）（資料11）

また、前項で述べた各実習のねらいを達成するためには、学生は実習に臨むに当たり、実習に耐えうる健康を保持し、実習に必要な知識・技能を習得していることが肝要である。そのため、実習科目には、実習段階に応じたそれぞれの履修条件を設けている。（資料12）

(1) コミュニティ看護実習Ⅰ（1単位、1年次）

「コミュニティ看護実習Ⅰ」のねらいは、地域で暮らす高齢者の活動と場の特性を知り、通所する高齢者や入所している高齢者がリハビリテーションや疾病・障害予防に取り組む状況について理解することにある。学生は介護老人保健施設や通所リハビリテーション施設でケアの見学やレクリエーションへの参加を通して利用者の方とコミュニケーションを取り、利用者と同じプログラムを体験する。

(2) 医療看護実習Ⅰ（1単位、1年次）

「医療看護実習Ⅰ」のねらいは、医療施設において、看護師のベッドサイドケアに同行し、看護援助の実際を見学することにある。さらに、患者が療養生活をおくる場や環境、治療の場、患者間や看護師間でのコミュニケーションの実際、地域のなかで病院が果たしている役割について学ぶ。

(3) 成育看護実習Ⅰ（1単位、1年次）

「成育看護実習Ⅰ」のねらいは、保育所・幼稚園に通園している乳幼児との関わりを通して、乳幼児の健康な生活のあり方を理解し、その支援について学ぶことにある。学生は保育士、幼稚園教諭の活動を見学することで、乳幼児の成長・発達に関する理解を深め、乳幼児とのコミュニケーションの実際を学ぶ。

(4) コミュニティ看護実習Ⅱ（老年）（2単位、2年次）

「コミュニティ看護実習Ⅱ（老年）」のねらいは、老年期にある人の加齢による身体機能の変化、健康障害、生活障害及び心理・社会面の変化から健康上の課題をアセスメントし、対象の価値観を尊重しながら、残存機能を生かした援助ができる能力を養うことにある。医療施設において、入院している高齢者を1人以上受けもち、コミュニケーションを取りながら必要な情報を収集し、看護計画を立案し、可能な看護ケアを実践する。

(5) 医療看護実習Ⅱ（精神）（2単位、2年次）

「医療看護実習Ⅱ（精神）」のねらいは、精神科病院およびデイケア等の通所施設で精神障がいがある人を受けもち、人間関係構築のプロセスを体験しながら、自己洞察、他者理解を深めることにある。また、対象者の体験に寄り添い、生活援助を実践しながら、心身の健康状態や心理・社会的要因が生活や対人関係に及ぼす影響を理解し、セルフケアの維持・向上、自立や自己実現に向けた看護援助について考察する。さらに、様々な治療的アプローチを学び、チーム医療や他職種との連携、精神障がいがある人が利用できる社会資源について学ぶ。

(6) 医療看護実習Ⅱ（急性期）（3単位、3年次）

「医療看護実習Ⅱ（急性期）」は医療施設において、周手術期あるいは急性期にある成人期から老年期の患者を受けもち、侵襲に対する多様なリスクと生体反応、回復に影響を及ぼす患者・家族の特性をアセスメントし、苦痛を緩和して患者・家族のもつ回復力を最大限に引き出すための看護援助を学ぶ。また、早期の社会復帰に向けたチーム医療における看護師の役割、入院前後の地域連携の実際を理解し、より効果的な急性期医療・看護について学ぶ。

(7) 医療看護実習Ⅱ（慢性期）（3単位、3年次）

「医療看護実習Ⅱ（慢性期）」は医療施設の成人期病棟において、慢性的な健康問題を抱える人を受けもち、個人の病気の体験、疾患や治療に伴う対象者の身体の変化などから健康問題を捉える力を養う。疾患管理や症状管理、リハビリテーション等を必要とする患者の身体、生活、心理的变化を疾患や治療の特徴、ライフサイクルや社会的役割など、患者が置かれた状況と関連づけて理解し、患者の健康ニーズをアセスメントできる力を養う。患者の健康ニーズに応じた看護援助を実践するために必要な知識や技術、自らの能力や倫理的態度などをどのように統合し、活用すればよいのかを体験的に学ぶ。

(8) 成育看護実習Ⅱ（小児）（2単位、3年次）

「成育看護実習Ⅱ（小児）」は、医療施設で療養する子どもを身体的、心理的、社会的側面から全人的に理解し、必要な看護を判断するとともに、子どもとその家族が安全かつ安心できる看護実践能力の基礎を習得する。また、子どもと家族がよりよい療養生活を送るための、社会資源や多職種連携のあり方について学び、それらを通して看護師の役割について理解する。子どもが入院している施設で原則として1人の子どもを受けもつことを通して、看護過程を展開する。

(9) 成育看護実習Ⅱ（母性）（2単位、3年次）

「成育看護実習Ⅱ（母性）」は、医療施設の周産期病棟で1組の母子を受けもち、周産期にある母子との関わりや周産期看護に携わる看護職との関わりを通して、母子の生理的変化や心身の適応過程並びに健康ニーズを理解し、その健康状態の維持・促進や親役割を取得する上で必要な看護の知識・技術・態度を学ぶ。パートナーやその家族のニーズにも目を向け、看護者としての役割を考え、実習を通して、母子の健康生活を支援するための保健医療制度・社会資源についても学ぶ。

(10) 総合実習（地域・在宅）（4単位、4年次）

「総合実習（地域・在宅）」は、対象の特性に応じた計画的な看護を実践する能力を養うとともに、地域・在宅における看護の継続性を学ぶ。また、看護専門職として健康問題をもつ人やその人を取り巻く保健、医療、福祉の課題に関心を向け、コミュニティにおける看護の実践を向上させるための研究的な視点に繋げていく過程を学ぶ。病院における退院調整、在宅及び地域の家庭訪問の場面に入り、家族背景に応じた調整の仕方、社会資源の活用の仕方、他施設との連携などを学び、担当している対象者への援助に繋げていく。

実習施設は、病院、訪問看護ステーション、地域包括支援センターである。

(11) 課題探究（※2単位、4年次）※単位数は実習部分のみを示している。

「課題探究」の実習は、「総合実習（地域・在宅）」の中から見出した看護過程から課題を取り上げ、学生のテーマに沿ったフィールドにおいて実践活動を行い、フィールドの文化や対象者の特性をつかむ。学生が関心をもった各専門科目群の関連施設でフィールドワークを行うことにより、実践への深い関心と看護への探求心を育成し、卒業後のキャリア開発に繋げていく。

実習施設は「総合実習（地域・在宅）」と同じ配置とし、保健師の資格選択者は地域包括支援センター、訪問看護ステーション及び産業保健施設等で実習を行う。

※「課題探究」については、当初申請時の「課題研究」から科目名称を変更している。この科目名称の変更に
関して、実習施設の承諾書は、「課題研究」で提出しているが、「看護学部（仮称）は設置構想中のため、授

業科目名等は予定であり変更する場合があります。」と記載しており、本件の「課題研究」から「課題探究」への変更については、あくまで科目名称の変更であって内容を変更するものではないため、承諾書の差し替えは行わない。ただし、各実習施設に対しては、科目名称の変更について既に説明を完了している。また、承諾書にこの文言のない兵庫県（健康福祉事務所）については、説明の上、再度承諾書を提出してもらっている。

(12) 公衆衛生看護活動論実習（2単位、4年次）

「公衆衛生看護活動論実習」は、地域で生活している人々の健康課題を把握し、保健指導技術や他職種との連携、マネジメント能力といった公衆衛生看護活動における看護職の役割を理解する。実習は保健所等の行政機関で行い、担当及び管轄する地域において展開されている様々な健康レベル、ライフステージの保健・福祉事業に参加する。健康教育、家庭訪問、健康診断、健康相談などの事業を見学するとともに、グループまたはペアで保健指導を担当し、計画、実施、評価を行う。

実習施設は、兵庫県保健所の各健康福祉事務所、神戸市保健所の各保健センターである。

(13) 公衆衛生看護管理論実習（1単位、4年次）

「公衆衛生看護管理論実習」は、保健所等の行政機関において実習を行い、保健所の機能と役割、地域特性と健康課題、保健師活動について学ぶ。行政機関における看護職の役割や保健医療福祉の連携について理解し、地域の人々の健康課題を把握するための地域看護診断を行い、セルフケア能力を高めるための公衆衛生看護管理技術を学ぶ。また、公衆衛生看護管理に不可欠な PDCA サイクルの展開方法や地域ケアシステムづくり、危機管理体制について理解する。実習効果をあげるために、公衆衛生看護活動論実習と合わせて行い、実習施設は、兵庫県保健所の各健康福祉事務所、神戸市保健所の各保健センターである。

(14) 助産学実習（8単位、4年次）

「助産学実習」は、妊産褥婦と胎児・新生児の心身の経過を判断し、妊産褥婦と胎児・新生児の看護ニーズから健康課題・問題を理解し、必要な援助を計画・実践・評価する能力を養う。医療施設において正常分娩を中心とした助産援助を安全・安楽・満足を考慮して実践するために必要な基礎的能力を修得し、正常な経過に加えて、異常の予測と判断ができ、適切な対応ができる能力を修得する。また、妊産褥婦と新生児に対し必要な保健指導が実践できる能力を養い、助産師としての役割と責務について理解する。

実習施設は、母と子の上田病院、姫路聖マリア病院、済生会兵庫県病院の3施設である。

これらの施設の平成25年度(本学が実習を計画している6月第1週から9月第2週、ただし7月第2から第3週を除く期間)の正常分娩の件数を確認したところ、母と子の上田病院386件、姫路聖マリア病院183件、済生会兵庫県病院90件であった。

同時期に助産学実習を当該病院で実施している他の大学、学校の引き受け学生数はそれぞれ、母と子の上田病院4人、姫路聖マリア病院6人、済生会兵庫県病院0人であり、本学の実習予定学生数は、母と子の上田病院4人、姫路聖マリア病院2人、済生会兵庫県病院2人であることから、実習学生総数は母と子の上田病院 $4+4=8$ 人、姫路聖マリア病院 $6+2=8$ 人、済生会兵庫県病院 $0+2=2$ 人となる。

そこで上記の正常分娩数を学生数で除すと、母と子の上田病院48.2件、姫路聖マリア病院22.9件、済生会兵庫県病院45.0件となり学生1人当たりに必要な経験数10症例を上回っている。

従って、3施設ともに助産学実習を実施する条件を十分に満たしていると考えられる。

4. 問題対応、きめ細やかな指導を行うための実習委員会の設置等

本学部に各専門看護領域の看護実習担当教員で構成する実習委員会を設置し、実習中の事故対応や実習指導の向上、実習調整等について検討する。実習中の事故防止・事故対応及び個人情報保護の取り扱いについては、「臨地実習における事故防止・事故対応マニュアル」(資料13)と「個人情報保護に関するマニュアル」(資料14)に沿って対応を行う。事故や個人情報の漏洩が生じた場合は、速やかに報告、相談を行い、緊急の対処を行った上で教員と学生は文書でヒヤリハット、または事故の報告を行う。

5. 学生へのオリエンテーションの内容

学生には実習の要項をもとに、各実習責任教員が実習目的・目標、実習方法について全体オリエンテーションを行う。全体オリエンテーションでは、本学の実習の構造、看護学実習の意義と目的・目標を明確にした上で、実習に対する心構え、実習に伴う倫理と実習上の注意、事前に必要な学習について説明を行い、個々の学生が目標を達成できるように指導する。各学生に対しては、実習担当教員が該当施設における実習の具体的留意点、通学上の注意点、事故防止・事故対応、感染予防対策、個人情報の保護についてオリエンテーションを実施する。担当教員は学生が実習に行くに当たっての身体・精神状況、実習施設までの交通手段や通学時間といった通学状況を学生と対面しながら把握する。

6. 実習までの抗体検査、予防接種等

感染予防対策としては、入学時の健康診断で学生の感染症の免疫獲得状況と感染の有無について把握し、予防接種を推奨する。検査項目となるのは以下の7項目である。

- ・麻疹の抗体検査

- ・風疹の抗体検査
- ・水痘の抗体検査
- ・流行性耳下腺炎の抗体検査
- ・B型肝炎抗原抗体検査
- ・ツベルクリン反応検査
- ・胸部 X 線検査

学生に推奨するワクチンの種類は、麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎の予防接種及び BCG の予防接種とする。麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎については、実習開始までに抗体を獲得しておくことを働きかける。予防接種は任意での摂取を原則とし、感染予防上の必要性、予防接種の必要性、効果と副反応について、学生及び保護者が十分判断した上で各自の責任のもとに個別に行う。学生は検査や定期健康診断の結果を把握しておく。季節性インフルエンザに関しては、流行前の 10~11 月にワクチンの予防接種を受けておくことを推奨する。

7. 損害賠償責任保険及び傷害保険等の対策等

学生は入学時から一般社団法人日本看護学校協議会共済会の総合補償制度に加入する。当該保険は、学生が対象者または実習先の備品等に損害を与えた場合や学生自身が受けた実習中の事故による被害や移動中の事故に適用される。

B 実習指導体制と方法

1. 各班のスケジュール表

看護学実習においては、「臨地実習学生配置表」(資料 15) の通り、1 学年 80 人定員の学生を 1 グループにつき 5 人を基本として、学内での授業に支障がないよう実習期間を設定している。

2. 担当専任教員の配置と指導計画

本学部の実習は、各専門看護科目群の専任教員が担当し、教授、准教授、講師、助教がその任に当たるよう教員を配置している。各実習では、実習期間中、原則学生 5 人に 1 人の教員が指導に当たるように実習スケジュール、実習施設の調整を行っている。実習担当教員の配置は、「資料 16」の通りである。また、指導計画は以下の通りである。講義と実習が重複する日は、助手を補助として、実習施設に派遣する。(資料 17) (資料 18)

指導計画

- ① 実習に当たっての共通事項を記載した要項を作成し、初年次はもとより、4年間を通して学生指導のためのガイドとする。
- ② 第Ⅰ段階、第Ⅱ段階、第Ⅲ段階の実習、助産師に関する実習、保健師に関する実習それぞれで実習の要項を作成する。
- ③ 実習の要項は学生への実習オリエンテーション、実習施設・実習部署への説明に用い、共通理解を図れるようにする。
- ④ 実習の開始時には実習担当教員と学生が面談を行い、学生の準備状況、個人的な実習に関する事項、学生の課題を確認する。
- ⑤ 実習期間中、実習担当教員は学生の実習がスムーズに進むように実習部署の責任者や実習指導者、担当看護師等との調整を行う。
- ⑥ 実習期間中、実習担当教員は学生の担当患者や住民等の安全と学生の安全の確保に努める。
- ⑦ 実習期間中、実習担当教員は実習部署のカンファレンスへの学生の参加、学生カンファレンスへの担当看護師等の参加の依頼について調整する。
- ⑧ 実習担当教員は、事故発生時及び学生が病気等で実習の継続が不可能となった場合、その対応を行う。
- ⑨ 実習終了時、実習担当教員は学生が実習の終了を完結できるように、担当患者等への挨拶、実習部署関係者への挨拶、個人情報の取り扱い等について指導・確認する。
- ⑩ 実習担当教員は、実習終了後の学内カンファレンスを企画し、様々な施設で実習を行った学生間の学びの共有を図る。

3. 助手の採用基準、実習指導における役割、専任教員との連携体制等

本学部における実習は、助教以上の専任教員が担当することとしているが、実習先に助手を配置する場合は、原則として学士の学位に加えて3年以上の看護実務経験があり、看護実践能力を備えた者とする。助手の実習指導における役割は、専任教員の補助として、実習環境の整備、実習中の学生のサポートと行動記録、実習部署の実習指導者と実習担当教員との連絡調整などを行うことである。

このため、実習担当教員は、実習前に、派遣する助手に対する事前研修を行い、実習中は定期的の実習施設を訪問して、学生を直接指導するとともに助手のフォローも行う。また、助手は、実習期間中は毎日、実習担当教員に連絡を取り、実習の状況を報告して必要な指示を受けることとする。

4. 各段階における学生へのフィードバック、アドバイスの方法等

実習担当教員は、実習状況を常に把握し、実習指導方法、指導内容についてカンファレンスを行い、学生へのアドバイスを定期的の実施する。

5. 学生の実習中、実習終了後のレポート作成・提出等

臨地実習中の学生は、日々の記録や課題レポートなどの実習記録を作成し、実習担当教員からの指導を受ける。

C 大学と実習施設との連携体制と方法

実習が始まる前には、実習担当教員が実習施設の実習指導者、実習指導に当たる看護職スタッフに対して本学の実習についての説明会を実施する。説明会では、カリキュラムの考え方、該当する実習の位置づけ、学生が実習までに学習してきた知識・技術について説明した上で、学生が実習の目的・目標に達することができるよう理解と協力を求める。

実習中は、実習担当教員が定期的に学生指導における実質的な話し合いを実習施設の実習指導者と行い、実習指導者と実習担当教員が協働して学生の指導に当たる。実習担当教員は学生の学習の視点から、実習指導者は学生が関わる対象者の視点から、意見交換を重ね、実習教育水準の確保に努める。さらに、実習終了後は次年度の実習に繋げるために指導内容や連携上の課題について実習担当教員と実習指導者で協議する機会をつくる。

臨地実習における事故防止、対応、緊急時の連絡体制については「臨地実習における事故防止・事故対応マニュアル」により対処することとする。

D 単位認定等評価方法

各施設の実習指導者と大学の実習担当教員は、実習が始まる前に、実習指導者と実習指導に当たる看護職スタッフ、カリキュラム、該当する実習の位置づけ、学生が実習までに学習してきた知識・技術について打合せを行う。その他、実習指導者のための研修を本学が主催し、学内における学生教育の実際、本学の看護教育の特徴及び臨地実習における指導方法などを実習担当教員、実習指導者が互いに学び合う機会を設け、実習目標の到達度を把握できるようにする。

看護実習単位の認定には、原則として、実習時間数の3分の2以上の出席と学生の学びが実習目標に到達していることが必要である。

成績評価は、実習目標の達成度、看護実践やカンファレンスへの参加状況、日々の記録や課題レポートなどの実習記録、実習態度、施設における実習指導者の評価などから総合的に行い決定する。

E 教育課程と指定規則との対比表

教育課程と指定規則との対比表については別添の「資料 19」の通りとする。

F 実習先の確保の状況

本学における実習施設は、兵庫県の神戸市、東播・西播地区、阪神地区と、各地域の特性（歴史、文化、生活等）が経験できるよう確保した（資料 20）（資料 21）。

看護基礎教育の実習では、神戸市で病院（9 施設）、老人保健施設（3 施設）、保育所、幼稚園等を確保している。東播・西播地区で病院（4 施設）を確保している。阪神地区で病院（6 施設）、老人保健施設（1 施設）を確保している。

助産師に関する実習では、神戸市で病院（2 施設）、東播・西播地区で病院（1 施設）を確保した。

保健師に関する実習では、兵庫県内全域にわたる兵庫県健康福祉事務所、神戸市保健所・保健センターを確保している。その他に神戸市内の神戸市地域包括支援センターである、あんしんすこやかセンター（5 施設）、訪問看護ステーション（5 施設）と産業保健 1 施設を実習施設として確保している。

各実習施設の実習受入れの承諾書（写）は「資料 22」に添付した。

なお、成育看護実習Ⅱ（母性）の実習を予定している赤穂市民病院は、東播・西播地区でも最も西にあり、ポートアイランドより 2 時間 40 分と遠隔地にあるが、本学の平成 26 年度入学生の約 17%が赤穂市民病院へ通学可能な地域（東播・西播地区）の出身であることから、看護学部についても一定の人数が同地区から入学すると予想され、当該施設の実習（予定人数 5 人）に当たっては、同地区の学生を選定する等の配慮が可能と考えられる。また、実習担当教員にあつては、必要時は宿泊施設を確保する。

G 実習先との契約内容

実習先と大学との間で臨地実習に関する契約を締結する。

その内容は以下の通りである。

- ① 実習の内容、学生の人数、期間、実施場所
- ② 実習費用
- ③ 実習時の学生の服務
- ④ 個人情報に関する学生の守秘義務
- ⑤ 学生の実習中の負傷、疾病の扱い
- ⑥ 学生に起因する事故などで、実習先の発生した損害に対する賠償責任

なお、実習先との協議により、実習内容の詳細、実習結果の報告、実習環境の整備、学生の健康状態、予防接種など実習の準備状況について理解と合意を図る。契約締結の前提として「臨地実習における事故防止・事故対応マニュアル」と「個人情報保護に関するマニュアル」を整備する。

万が一、事故や個人情報の漏洩などが生じたときは「事故発生時の対応図」（上記マニュアルに記載）に基づき速やかに報告、相談を行う。その上で緊急の対処が完了した時点で、教員と学生は文書でヒヤリハット、または事故の報告を行う。

また、学生に対しては、実習ごとに実習に臨む心構えや態度、健康管理、実習記録の取扱い、個人情報保護及び守秘義務、事故防止・事故対応などに関して、十分なオリエンテーションを行う。

ツ. 管理運営

1. 教学面における管理運営体制

神戸女子大学は、運営に係る重要な事項を審議するため、全学教授会及び学部教授会を設置している。

全学教授会は、学則及び諸規程の制定、改廃、その他大学の重要な事項を審議するために開催され、全学の専任教員である学長、副学長、教授、准教授、助教、講師を構成員としている。

学部教授会は、学部ごとに設置され、看護学部についても学部開設と同時に設置される。学部の専任教員である学部長、教授、准教授、助教、講師を構成員とし、原則として毎月1回、以下の事項について審議する。

【学部教授会の審議事項】

- ① 教育課程及び授業に関する事項
- ② 研究及び教育に関する事項
- ③ 教員の人事に関する事項
- ④ 学生の入学、学籍、卒業及び賞罰に関する事項
- ⑤ 学生の試験に関する事項
- ⑥ 学生の厚生・補導に関する事項
- ⑦ 科目等履修生、研究生、委託生及び外国人留学生に関する事項
- ⑧ 学部諸規程の制定及び改廃に関する事項
- ⑨ その他学部に関する重要な事項

なお、教授会の審議事項については、事前に、理事長、学長、副学長、各学部長、各研究科長、学術研究推進部長、国際交流推進部長、教務部長、全学共通教育部長、学生部長、図書館長、法人本部長及び事務部長を構成員とする部局長会において、学部間の調整、事務との接続、理事会との調整等を行った上で、教授会に付議している。

また、大学運営における様々な業務に対応するため、以下のような全学的な委員会等を設置し、各学部から委員等として参加するとともに、審議した結果を各学部教授会に報告している。

【教授会以外の関連する委員会】

大学の運営に関し、教授会とは別に全学の委員会を設置している。各委員会名及び

所管事項は、次の通りである。

- ① 大学教育推進会議
教育の体系化・整備の推進、質の保証への取組、大学の将来構想に関すること及び全学的に課題となっている事項を審議する。
- ② 人事委員会
教員の採用及び昇任、職位に関することを審議する。
- ③ 予算委員会
学園の予算編成方針に基づく大学の方針及び各部署から提出された予算案を審議する。
- ④ 入試委員会
入学者選抜方法に関すること、入試問題作成手続きから合否判定作業までの一連の過程及び受験志願者に対する広報の方針に関する事項等を審議する。
- ⑤ 自己点検・評価委員会
認証評価及び外部評価の実施に関すること及び自己点検・評価報告書の作成に関することを審議する。
- ⑥ FD・SD委員会
教員の教育能力開発（FD）、職員の教学に係る能力開発（SD）及び各学部、学科等が行うFD・SDの支援に関する事項を審議する。
- ⑦ 人権環境委員会
教職員及び学生を対象とした人権啓発のための研修の実施並びに人権意識の普及、高揚のために必要な広報活動等を審議する。
- ⑧ 衛生委員会
教職員の健康障害を防止するための対策、労働災害の原因及び再発防止対策のうち衛生に関すること、及び健康の保持増進に関する重要事項を審議する。
- ⑨ 危機管理委員会
学内外の危機に関する情報の収集、分析に関すること、及び緊急時の情報伝達体制の整備に関すること等を審議する。
- ⑩ 地域連携推進委員会
地域社会との連携事業を推進し、地域活性化に貢献するとともに連携事業の実施の是非を審議する。
- ⑪ キャリア支援委員会
学生の就職、進路、キャリア支援に関する事項及び進路全般に関する事項を審議する。

2. 事務体制

看護学部は、神戸女子大学・神戸女子短期大学ポートアイランドキャンパスに設置す

る。ポートアイランドキャンパスの事務については、全学部学科共通の教務課、学生課、キャリアサポートセンター、教職支援センター及び図書館等の体制が整備されており、看護学部についてもこれらの部署において事務を行う。

テ. 自己点検・評価

神戸女子大学では、教育研究水準の向上を図り、理念、目的を達成するために、教育研究活動等の状況について点検及び評価を行い、その結果を公表している。

実施体制としては、全学組織である自己点検・評価委員会を設置している。当該委員会は、学長を委員長とし、委員会を円滑に運営するために自己点検・評価統括責任者を置いている。その他委員は、副学長、各学部長、各研究科長、学術研究推進部長、国際交流推進部長、教務部長、全学共通教育部長、学生部長、図書館長等としている。

点検・評価活動は、大学基準協会が定める以下の評価基準に基づき実施している。

【評価基準】

1. 理念・目的
2. 教育研究組織
3. 教員・教員組織
4. 教育内容・方法・成果
5. 学生の受け入れ
6. 学生支援
7. 教育研究等環境
8. 社会連携・社会貢献
9. 管理運営・財務
10. 内部質保証

平成 25 年度は、これらの項目について PDCA サイクルの現状を再確認することを目的とした実質的な自己点検・評価活動を行った。具体的には、学部、学科、研究科及び専攻等の単位で現状分析、点検・評価等を行い、その結果を全学的に取りまとめ、教授会で報告するとともに教職員が使用可能な Web サイトに公表し、本学の現状について、全教職員の共通認識を図った。

本学は、平成 21 年度に大学基準協会による認証評価の適合認定を受けている。今後は、毎年、自己点検・評価を行い、平成 28 年度に再び認証評価を受審する予定である。

看護学部においても、大学全体の実施体制に組み込み、既設学部と同様の実施方法により、自己点検・評価を行う。

ト. 情報の公表

教育研究活動等の状況に関する情報の公表については、関係法規を遵守するとともに組織・運営と諸活動の状況の積極的な情報公開が必要である。本学は従来から透明性の高い運営を行うと共に、適正な情報公開を行うことによって、社会が本学の状況を正しく理解し得るよう努力しており、現在は主にホームページを媒体として周知している。そのため、ホームページのトップに「教育情報公表」のバナーを設置し、情報公表のページには公表すべき事項をまとめているため、誰でも容易に情報を得られるようになっている。

また、財政公開については「行吉学園財務書類等閲覧規程」を制定しており、財務書類閲覧申請書等の事務取扱い手続きにより、公開請求に対応できる体制を構築している。財務状況についてもホームページの「教育情報公表」で見られるようにしている。

※大学ホームページアドレス

<http://www.yg.kobe-wu.ac.jp/wu/index.html>

情報公表

http://www.yg.kobe-wu.ac.jp/wu/public_information/

1. 大学の教育研究上の目的に関すること

教育目標及び学科ごとの教育研究上の目的を公表している。

トップ>大学概要>情報公表>教育目標・教育研究上の目的

2. 教育研究上の基本組織に関すること

大学組織図を公表している。

トップ>大学概要>情報公表>学部・学科等の名称

3. 教員組織，教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

専任教員数、専任教員年齢構成、教員1人当たり学生数及び研究業績を公表している。

トップ>大学概要>情報公表>教員に関すること

4. 入学者に関する受入れ方針及び入学者の数，収容定員及び在学する学生の数，卒業または修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する こと

① 入学者受入れの方針、入学定員・収容定員・収容定員充足率及び入学者数の推移を公表している。

トップ>大学概要>情報公表>入学に関すること

② 在籍者数、卒業者・修了者数、卒業者の進路状況、就職実績及び大学院学位授与状況を公表している。

トップ>大学概要>情報公表>在籍者数・進路状況

5. 授業科目，授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

教育課程編成・実施の方針、履修の手引、シラバス及びカリキュラムを公表している。

トップ>大学概要>情報公表>授業に関すること

6. 学修の成果に係る評価及び卒業または修了の認定に当たっての基準に関すること
学位授与の方針、卒業要件単位及び学位を公表している。

トップ>大学概要>大学概要>情報公表>卒業に関すること

7. 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
各キャンパス概要、図書館概要及び交通アクセスを公表している。

トップ>大学概要>情報公表>キャンパスの概要

8. 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
学納金（学費）を公表している。

トップ>大学概要>情報公表>学費

9. 大学が行う学生の学修、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
就職支援、教職支援、学生相談室及び健康支援を公表している。

トップ>大学概要>情報公表>学生支援

10. その他

学則等各種規程、自己点検・評価報告書及び認証評価の結果、事業報告書、決算書、公的研究費に係る諸規程及び動物実験について公表している。

ナ. 授業内容方法の改善を図るための組織的な取組

本学は、「大学設置基準第 25 条の 3（教育内容等の改善のための組織的な研修等）」に則り、全学を対象とする授業の内容及び方法の改善を図るとともに、その組織的な研修及び研究を実施するために「FD・SD 委員会」を設置している。当該委員会は学長を委員長とし、原則として月 1 回の委員会を開催し、その結果を教授会で報告している。その主な取組は、次の通りである。

1. 「授業アンケート」の作成・実施および還元活動

「授業アンケート」は、全学生を対象に、前期・後期各 1 回、Web を利用した回答方式で実施している。その集計結果は、実習担当教員に還元されるだけでなく、学生及び学科責任者にも公開し、組織的な授業改善や学科運営に役立つ素材として活用されるよう努めている。

2. 「授業の自己点検書」作成と「共有」による還元

「授業の自己点検書」を用いることで、教員自らが授業に関する「振り返り」を前期・後期各 1 回実施することを推奨している。さらに、その記述内容を本委員会に報告することで、教育方法改善の取組やその課題を「共有」し、全学的な FD 活動の活性化に資する試みに取り組んでいる。

3. 「公開授業」の実施

授業公開もまた、教育実践の現場における FD 活動の試みや成果を学内で「共有」す

るための一つの方法と位置づけている。原則として全授業・全期間を対象として実施している。

4. FD 講演会の開催

講演会は、年 1 回企画し、全学規模で実施している。主に外部講師による教授法などをテーマとして取りあげ、教員の資質向上に寄与することを目的としている。また 1.及び 2.の結果で明らかとなった具体的なテーマに関する小人数の勉強会(ワークショップ)の試みにも取り組む予定である。

5. 学内広報誌を通じた FD 活動の報告

教授会での報告のみならず、月 1 回発行の学内広報誌を通じ、学内外の FD 活動の動向や本委員会の活動状況を学園全体に発信し、「共有」の機会を広げるよう努めている。

なお、新設される看護学部では、特に完成年度に至る期間を含め、学部の独自性を重視した取組が必要と考えられる。特に、大学における教育経験や臨地実習指導経験の少ない教員(助手を含む)の教育実践能力の向上のために、基本的な教育理論、学習理論の理解、臨床実践の教材化による指導力の向上、学生指導における教員間や実習指導者との連携、教育的なコミュニケーション能力の向上などのための研修を計画する必要があると考えている。FD・SD 委員会では、そのための援助を行うとともに、同一キャンパスの健康福祉学部との協業も視野に入れた取組などを提言していく。

二. 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制

1. 教育課程内の取組について

看護学部は、自立した看護職の養成が目的であり、就業に当たっては、専門職として高い倫理観と使命感が求められる。また、高齢化社会の進展と医療サービスの多様化により、看護職が必要とされるフィールドが広がっていることから、しっかりとした職業意識と将来のキャリアを考えた就業先の選択ができる力を身につける必要がある。

本学がすでに既設の学部学科の学生を対象に実施しているキャリア支援に関する教育課程内の取組としては、全学共通教養科目の基幹科目群である①基礎Ⅰ「マイライフ・マイキャリアⅠ」、②基礎Ⅱ「マイライフ・マイキャリアⅡ」、③基礎Ⅲ「マイライフ・マイキャリアⅢ」及び④女性Ⅱ「女性と仕事」の 4 科目がある。特に基礎Ⅰ「マイライフ・マイキャリアⅠ」は、看護学部の学生のために内容を見直して用意した。他の諸科目は、学生自らが将来を展望し具体的な活動に結びつける内容のため既存学科と同じキャリアデザイン科目を履修する。

科目内容は、以下の通りである。

【キャリアデザイン科目】

① 基礎Ⅰ「マイライフ・マイキャリアⅠ」

看護学部の教育理念と教育目標を理解し、4年間で何をどのように学ぶかをイメージする。また、その時に必要とされる基本的な学習方法や態度を学び、学生生活を具体的にデザインする。さらに看護職が活躍している様々な場や看護職の役割を知って、自分自身の将来像を描き、目標を立てる。

② 基礎Ⅱ「マイライフ・マイキャリアⅡ」

自分自身を客観的に見つめ、学生が自分の看護職としての将来の見取り図（キャリアデザイン）を描き、それを実現するために必要な基本的学力と技術を習得する。

③ 基礎Ⅲ「マイライフ・マイキャリアⅢ」

看護職として、具体的就職活動を前に各自の将来を考えた上で仕事観、ワークスタイル等に関する認識を深める。具体的に業界、職種を紹介し、将来の就職活動の基礎資料を提供する。

④ 女性Ⅱ「女性と仕事」

女性雇用労働者のおかれている状況と問題を個別・具体的に理解し、女性が生涯にわたって働くことをどう位置づけるかについて、一人ひとりが自分のこととして捉え、人生を切り拓いていくために役立つ内容を提供する。

2. 教育課程外の取組について

(1) 就職ガイダンス

キャリアサポートセンターが主催する就職ガイダンスである。

3年次生を対象とする講座として、①キャリアサポートセンター紹介・就活の流れ、②看護業界研究、③自己分析、④志望動機、⑤就職ナビ・エントリーシート、⑥履歴書の書き方、⑦看護師・助産師・保健師・養護教諭による体験談、⑧グループディスカッション・集団面接対策、⑨マナー対策、⑩教員採用試験及び公務員試験対策などを実施している。(資料23)

就職活動中の4年次生に対する支援としては、①就活本番ガイダンス、②リスタート就活講座、③内定者報告会などの集団支援方式の実施とともに、①求人情報の提供、②公務員試験や教職試験のガイダンス、③個別学生への履歴書の書き方、④志望動機、面接試験対策など個別支援も行っている。

併せて、キャリアサポートセンターと教員による個別面接や就職内定者の把握などきめ細かな対応を行う。

(2) 全員個別面談

3年次生全員を対象に就職活動前に進路希望や就活相談を実施している。「就職希望登録カード」に基づき、キャリアサポートセンターの職員と実習担当教員がそれぞれ

個別に対応する。

学生の希望就職先、希望業界、職種、活動の進捗状況等を把握することで、就職支援に役立てる。また、実習担当教員は個別面談の中で、学生の興味や実習などの実績を踏まえ、学生の適性を考慮した就職支援を行う。

(3) 添削指導

応募に必須の「履歴書」や「エントリーシート」の添削指導をキャリアサポートセンターの職員が個別に対応する。

(4) 面接練習

面接試験の流れなどを教員やキャリアサポートセンターの職員が面接段階ごとに個別に指導する。

(5) マナー講座

専門家により看護職にふさわしいマナー講座を実施する。

(6) 筆記対策講座

看護職の採用試験に筆記試験が免除される場合もあるが、採用試験に備えて専門家による対策講座を実施し、模擬テストを実施する。

3. 適切な体制の整備について

(1) キャリアサポートセンター

進路支援を目的とした部署としてキャリアサポートセンターが設置されている。キャリアサポートセンターには、専任職員 4 人、臨時職員 2 人の計 6 人が配属されており、内 1 人は、キャリアカウンセラーの資格を有している。当該センター内には、個別面談室、添削コーナー、面談コーナー、パソコン 4 台、iPad6 台、参考図書などが設置されている。また、求人情報等は、学内の「KISS システム」(学生一人ひとりの個人用 Web サイト) により常時配信されており、学生一人ひとりに対して適切な支援を行う体制が整えられている。

(2) 看護職国家試験支援対策室

看護師国家試験、保健師国家試験、助産師国家試験の合格に向け、資料・教材の収集及び試験対策の施策を実施するため、看護職国家試験支援対策室を設置する。

(3) 教職協働

既存の学部、学科では、教員組織と事務組織が密に連携して就職支援活動を展開し

ており、定期的に「神戸女子大学キャリア支援委員会」(資料24)を開催している。構成メンバーは、各学科代表の教員とキャリアサポートセンターの職員である。

委員会は、①卒業予定者進路状況、②企業説明会などの就職支援、③その他就職に関する情報などについて活発に意見交換を行っている。その他必要に応じてゼミ担当教員と進路状況アンケート結果や学生の個別の就職活動の状況等について、情報交換を実施する。看護学部においても同様の体制を構築する。

(4) 教育後援会によるキャリア支援

学生の保証人で組織する教育後援会とも連携を取っており、学生がキャリア形成に関する講座や試験に参加すると、教育後援会から受講料、受験料の一部が補助される制度がある。

(添付資料)

- 資料 1. 「学びのグループゼミ」の科目ごとの授業内容と到達目標
- 資料 2. 学校法人行吉学園神戸女子大学就業規則
- 資料 3. 履修モデル
- 資料 4. 授業時間割
- 資料 5. 学術雑誌及びデータベース一覧
- 資料 6. 看護学部入学者選抜方法の概要
- 資料 7. 保健師・助産師国家試験受験資格選択希望者の選抜方法
- 資料 8. 養護実習の実習校及び履修条件
- 資料 9. 臨地実習計画表
- 資料 10. 臨地実習科目別実習概要
- 資料 11. 実習計画の概要
- 資料 12. 看護学部看護学科臨地実習履修資格についての細則
- 資料 13. 臨地実習における事故防止・事故対応マニュアル
- 資料 14. 個人情報保護に関するマニュアル
- 資料 15. 臨地実習学生配置表
- 資料 16. 臨地実習教員配置表
- 資料 17. 学年・科目別授業進行表
- 資料 18. 教員時間割表
- 資料 19. 教育課程と指定規則との対比表
- 資料 20. 科目別実習施設一覧
- 資料 21. 実習施設マップ
- 資料 22. 神戸女子大学看護学部実習施設承諾書（写）
- 資料 23. キャリアサポートセンターにおける看護職就職ガイダンスの概要
- 資料 24. 神戸女子大学キャリア支援委員会規程

「学びのグループゼミ」の科目ごとの授業内容と到達目標

1) 学びのグループゼミ I

到達目標	<ul style="list-style-type: none"> ① 学びのグループへの参加を通して、看護や看護の対象となる人々へ関心を向けることができる ② 他年次生から看護に向き合う姿勢や態度を学ぶことができる ③ 他年次生の発表から第Ⅰ段階の実習に向けての準備性（レディネス）を整えることができる ④ 自身の将来への大まかな見通しが想像できる
授業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 学びのグループゼミ I の意図や授業概要、到達目標についての説明、自己紹介（4月） 2. 自分の将来を想像しながら、今年度 1 年間の学習目標をまとめ、発表する。事前課題として学習目標のレポートを書く。2 年次生の第Ⅰ段階の実習を踏まえた発表を聴く。（5月） 3. 第Ⅲ段階（4 年次生の総合実習（地域・在宅））の実習報告を聴く。（8月①） 4. 第Ⅲ段階の実践事例に関するディスカッションを聴き、看護や看護の対象となる人々について知る。（8月②） 5. 第Ⅱ段階（2 年次生のコミュニティ看護実習Ⅱ（老年）／医療看護実習Ⅱ（精神））の実習報告を聴き、看護や看護の対象となる人々へ関心を向けながら、第Ⅰ段階の実習に向けての準備性（レディネス）を整える。（12月①） 6. 第Ⅱ段階（3 年次生の医療看護実習Ⅱ（急性期）／医療看護実習Ⅱ（慢性期）／成育看護実習Ⅱ（小児）／成育看護実習Ⅱ（母性））の実習報告を聴き、看護に向き合う姿勢や態度を学ぶ。（12月②） 7. 第Ⅲ段階（4 年次生の課題探究）の発表を聴く。（2月①） 8. 第Ⅲ段階の課題探究の発表やディスカッションを聴き、看護や看護の対象となる人々へ関心を寄せながら、自身の将来への大まかな見通しを想像する。（2月②）

2) 学びのグループゼミⅡ

到達目標	<ul style="list-style-type: none"> ① 看護についての問いを持ち、聴くことや書くことを通して、「他者の体験から学ぶ」姿勢を身につけることができる ② 学びのグループへの参加を通して、看護実践の思考過程と倫理的判断について考えることができる ③ 他年次生の学びを通して、看護の役割や拡がり（予防から治療、地域・在宅への看護の拡がり）に気づくことができる
授業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 学びのグループゼミⅡの意図や授業概要、到達目標についての説明、自己紹介（4月） 2. 1年次に掲げた学習目標と第Ⅰ段階の実習経験を踏まえ、今年度の学習目標をまとめ、発表する。事前課題として学習目標のレポートを書く。（5月） 3. 第Ⅲ段階（4年次生の総合実習（地域・在宅））の実習報告を聴く。（8月①） 4. 第Ⅲ段階の実習報告会において、他年次生の意見を聴いて学びを記述し、看護の役割や拡がり（予防から治療、地域・在宅への看護の拡がり）を考える。（8月②） 5. 学びのグループで、第Ⅱ段階（2年次生のコミュニティ看護実習Ⅱ（老年）／医療看護実習Ⅱ（精神））の実践事例のなかでも特に、看護実践の思考過程と倫理的判断について考えたことを報告する。同じ2年生の報告を聴き、疑問に思ったことや理解できなかったことなどを質問し、学びの記述を繰り返し「他者の体験から学ぶ」姿勢を身につける。（12月①） 6. 第Ⅱ段階（3年次生の医療看護実習Ⅱ（急性期）／医療看護実習Ⅱ（慢性期）／成育看護実習Ⅱ（小児）／成育看護実習Ⅱ（母性））の実習報告を聴き、これまでに学習した知識や自己の体験と照らし合わせながら、学びの記述を繰り返し「他者の体験から学ぶ」姿勢を身につける。（12月②） 7. 第Ⅲ段階（4年次生の課題探究）の発表を聴き、学びを記述する。（2月①） 8. 第Ⅲ段階の課題探究（他年次生の体験や学び）を通して、看護実践の思考過程と倫理的判断について考える。（2月②）

3) 学びのグループゼミⅢ

到達目標	<ul style="list-style-type: none"> ① 看護実践を表現すること、伝えることを通して、他者の存在により自己の学びを成長させることができる ② 学びのグループのディスカッションに参加し、看護実践の思考過程と倫理的判断を探究できる ③ 看護専門職について考えることができる
授業内容	<ul style="list-style-type: none"> 1. 学びのグループゼミⅢの意図や授業概要、到達目標についての説明、自己紹介（4月） 2. これまでの講義・演習や実習での経験を踏まえた今年度1年間の学習目標をまとめ、発表する。事前課題として学習目標のレポートを書く。（5月） 3. 第Ⅲ段階（4年次生の総合実習（地域・在宅））の実習報告を聴く。（8月①） 4. 第Ⅲ段階（4年次生の総合実習（地域・在宅））の実践事例に関するディスカッションに参加し、看護実践の思考過程や倫理的判断を探究する。（8月②） 5. これまでに学習した知識や自己の体験を活用しながら、第Ⅱ段階（2年次生のコミュニティ看護実習Ⅱ（老年）／医療看護実習Ⅱ（精神））の実習報告を聴き、特に看護実践の思考過程と倫理的判断について話し合うべきテーマを提案するなど、ディスカッションに参加する。（12月①） 6. 学びのグループで第Ⅱ段階（医療看護実習Ⅱ（急性期）／医療看護実習Ⅱ（慢性期）／成育看護実習Ⅱ（小児）／成育看護実習Ⅱ（母性））の看護実践を表現すること、伝えることを通して、さらに自己の学びを深める。また看護実践の思考過程と倫理的判断について、これまでに学習した知識や技術、経験を活用して質問をしたり、検討すべき課題を見出し提案するなど、グループ全体の学びを促進する。（12月②） 7. 第Ⅲ段階（4年次生の課題探究）の報告を聴く。（2月①） 8. 第Ⅲ段階の課題探究のディスカッションに参加し、学びのグループで意見交換を行いながら、看護専門職について思考する。（2月②）

4) 学びのグループゼミⅣ

到達目標	<ul style="list-style-type: none"> ① 看護の学習者として自立することができる ② 学びのグループへの参加を通して、仲間と共同する重要性を学ぶことができる ③ 看護を職業としていくことや将来のキャリアについて目標を持つことができる
授業内容	<ul style="list-style-type: none"> 1. 学びのグループゼミⅣの意図や授業概要、到達目標についての説明、自己紹介（4月） 2. これまでの講義・演習や実習での経験を踏まえた今年度1年間の学習目標をまとめ、発表する。事前課題として学習目標のレポートを書く。（5月） 3. 第Ⅲ段階（総合実習（地域・在宅））の実践報告を行う。（8月①） 4. 第Ⅲ段階の実践事例に関してディスカッションを行い、看護を実践していく仲間や仲間と共同する重要性を学ぶ。（8月②） 5. 第Ⅱ段階（2年次生のコミュニティ看護実習Ⅱ（老年）／医療看護実習Ⅱ（精神））の実習報告を聴き、これまでに学んだ看護の知識や技術を活用し、助言を行う。12月①） 6. 第Ⅱ段階（3年次生の医療看護実習Ⅱ（急性期）／医療看護実習Ⅱ（慢性期）／成育看護実習Ⅱ（小児）／成育看護実習Ⅱ（母性））の実習報告を聴き、これまでに学んだ看護の知識や技術を活用し、助言を行う。（12月②） 7. 第Ⅲ段階（課題探究）について、「総合実習（地域・在宅）」で掘んだ臨床の看護課題を探索的に取り組んだプロセスと結果を報告する。（2月①） 8. 課題探究報告会のディスカッションでは、他年次生に看護の学習者としての自立や看護を職業としていくことについて身をもって示し、将来のキャリアについて目標を見出す。（2月②）

学校法人行吉学園神戸女子大学就業規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、学校法人行吉学園神戸女子大学（附属高倉台幼稚園を含む。以下「本学」という。）の専任教職員の就業に関する事項を定める。

(教職員の定義)

第2条 この規則において教職員とは、専任の教育職員、事務職員、技術職員及び労務職員をいう。

- (1) 教育職員とは、教授、准教授、助教、講師、研究助手、助手及び教諭をいう。
- (2) 事務職員とは、事務部局に所属する部長、次長、課長、センター長、室長、課長補佐、主任及び課員をいう。
- (3) 技術職員とは、保健師、自動車運転手及び専門的な業務に従事する者をいう。
- (4) 労務職員とは、用務員をいう。

2 教職員のうち管理職とする者は、次の各号に掲げる職にある者とする。

- (1) 教育職員のうち学長、副学長、学部長、研究科長、部長、図書館長、学科主任、寮監長、スポーツ施設長、研究科専攻主任、学科副主任、教職支援センター長、キャリアサポートセンター長、古典芸能研究センター長、学校教育学専攻科長、園長、副園長、次長として任命された者
- (2) 事務及び技術職員のうち部長、センター長、次長、課長、室長として任命された者

3 臨時的任用職員に関する規則は別に定める。

4 非常勤講師に関する規則は別に定める。

(法令と就業規則との関係)

第3条 この規則に定めのない事項については、労働基準法等法令の定めるところによる。

第2章 人事

(任免)

第4条 教職員の任免は、理事長がこれを行う。

- 2** 教授、准教授、助教、講師、研究助手及び助手の任免は、人事委員会の議を経なければならない。
- 3** 教職員を任用するにあたり、任期を定めることができる。
- 4** 助教、講師、研究助手、助手の任免等については別に定める。

(試用期間)

第5条 新たに採用される教職員に対しては、6か月以内の試用期間をおくことができる。

- 2** 試用期間を良好な成績で勤務したと認めた場合に正式に採用する。試用期間は在職年数に算入する。

(提出書類)

第6条 教職員は就職の際、次に掲げる書類を理事長に提出しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 住民票記載事項証明書
- (3) 誓約書
- (4) 健康診断書
- (5) 卒業証明書
- (6) その他理事長が指定する書類

2 前項各号に定める書類のうち、理事長が必要と認めないときは、その一部を省略することができる。

(配置換え等)

第7条 本学の運営上必要があるとき、理事長は職種又は職場の変更を行うことがある。正当な理由がなければ、これを拒むことはできない。

第3章 勤 務

(勤務時間)

第8条 教職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週を平均して1週間について40時間を超えない範囲とする。始業及び終業は次のとおりとする。

始 業 午前9時00分

終 業 午後5時30分

2 業務その他の事情により、学長が特に必要と認めたときは、前項の始業及び終業時刻を変更し、又は時差出勤を命ずることがある。

3 学長は、教育職員（助手及び教諭を除く）には原則として週1日以内の研修日を与えることができる。

4 学長は、教育職員が学則に定める休業期間中に行う学外での研修又は研究のうち、事前に届出があり許可したものについては、勤務をした日として認めることができる。

(休 憩)

第9条 休憩時間は通常次のとおりとする。ただし、業務の都合により、学長は、教職員の同意を得て変更を命ずることができる。

休憩時間 正午から午後0時50分まで

(時間外勤務)

第10条 業務その他の都合により、法令の定めるところに従い、時間外勤務を行わせることができる。

(出 勤)

第11条 出勤に際しては、直ちに本人自ら出勤簿に押印しなければならない。

(出 張)

第12条 業務上必要があるときは、学長は教職員に対し、出張を命ずることができる。

2 出張旅費に関する規程は別に定める。

(遅刻又は早退)

第13条 遅刻又は早退をするときは、所属長に届出て承認を受けなければならない。ただし、あらかじめ届出ることができないで遅刻した場合は、出勤後速やかに届出なければならない。

(欠 勤)

第14条 病気その他やむを得ない理由で欠勤する場合には、事前に所属長に届出なければならない。あらかじめ届出ることができないときは、欠勤中又は欠勤後直ちに届出なければならない。

2 病気欠勤7日以上に及ぶときは、医師の診断書を提出しなければならない。

第4章 休日及び休暇

(休 日)

第15条 休日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日（振替休日を含む。）
- (3) 創立記念日 11月11日
- (4) 夏季休暇 8月13日から8月16日まで
- (5) 冬季休暇 12月29日から翌年1月3日まで
- (6) その他学長が必要と認めた日

(休日勤務)

第16条 業務その他の都合により、法令の定めるところに従い、休日勤務を命ずることがある。

2 前項の場合、休日勤務日の前後2週間以内で振替休日を与えることがある。

(年次有給休暇)

第17条 教職員には、毎年4月から翌年3月までの間において、20日の年次有給休暇を与える。

ただし、採用した年における年次有給休暇は、次の区分により与える。

採用月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
日 数	20日	18日	17日	15日	13日	12日	10日	8日	7日	5日	3日	2日

2 年次有給休暇の残余日数は、翌年度に繰越すことができる。ただし、その日数は20日を越えることはできない。

(有給休暇のとり方)

第18条 有給休暇をとる場合は、前日までに学長に届出なければならない。

2 学長は、請求された時期に有給休暇を与えることが業務上正常な運営を妨げるときは、他の時期に変更を求めることができる。

(年次特別有給休暇)

第18条の2 年次特別有給休暇は、主として休業期間中に、業務の正常な運営を妨げない限度において、時期を指定して与える。

2 年次特別有給休暇の日数は、10日とする。

3 年次特別有給休暇の残余日数は、翌年度に持越すことができない。

(特別休暇)

第19条 特別休暇及びその期間は次のとおりとする。

(1) 慶弔休暇

- ア 本人が結婚する場合……………6日以内
- イ 本人の子が結婚する場合……………2日以内
- ウ 妻が出産する場合……………2日以内
- エ 父母、配偶者又は子が死亡した場合……………6日以内
- オ 祖父母、兄弟姉妹、孫又は配偶者の父母が死亡した場合……………2日以内
- カ 伯父伯母、叔父叔母又は甥、姪が死亡した場合……………1日

(2) 生理休暇

生理日の勤務が著しく困難な女子教職員が請求した場合、その必要と認める期間

(3) 公傷休暇

教職員が業務上負傷し、又は疾病にかかったため勤務できない場合

(4) 災害休暇

天災事変その他本人の責に帰することのできない災害によって勤務できない場合

(5) 裁判員(裁判員候補者を含む)、証人、鑑定人、参考人として裁判所等に出頭し、又は学長の承認を得て公の職務を執行する場合

(6) 選挙権その他公民としての権利を行使する場合

(7) その他前各号に準ずる理由により、学長が特に認めた場合

2 前項第3号より第7号までは、学長が必要と認めた期間及び時間とする。

3 学長の承認を得た特別休暇は有給とする。

(特別休暇のとり方)

第20条 特別休暇を受けようとする場合は事前に、やむを得ない理由のある場合は事後直ちに、学長に届出てその承認を受けなければならない。

2 前項の場合、学長は必要により証明書を提出させることができる。

(産前・産後の休暇)

第21条 女子教職員が請求した場合、産前6週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内の欠勤を認める。産後8週間を経過しない女子教職員には欠勤を認める。ただし、産後6週間を経過した女子教職員が請求した場合において、その者について医師が支障ないと認めた業務につかせることができる。

2 前項に定める休暇期間中の給与は支給する。

(育児休業、看護休暇等)

第22条 教職員は、申出により育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(以下「育児・介護休業法」という。)に基づいて育児休業、子の看護休暇等をとることができる。なお、育児休業、子の看護休暇等については、行吉学園育児休業規程による。

(介護休業、介護休暇等)

第23条 教職員は、申出により育児・介護休業法に基づいて介護休業、介護休暇等をとることができる。なお、介護休業、介護休暇等については、行吉学園介護休業規程による。

(母性の健康管理)

第23条の2 女性教職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定による保健指導又は健康診査を受けるために、次の区分に応じて必要な時間を確保する。

- (1) 当該女性教職員が妊娠中である場合、次に掲げる妊娠週数の区分に応じた期間以内ごとに1回とする。

妊娠週数	期間
妊娠23週まで	4週
妊娠24週から35週まで	2週
妊娠36週から出産まで	1週

- (2) 当該女性教職員が出産後1年以内である場合、医師または助産師が保健指導又は健康診査を受けることを指示したときは、その指示するところによる。

2 前項にかかわらず、学長は妊娠中及び出産後の女性教職員が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするための事業主が講ずべき措置に関する指針に基づき、必要な対策を講じるものとする。

3 前2項に定める時間等を取得しようとする場合は、原則として事前に学長に届出なければならない。

ただし、緊急を要する場合は、事後速やかに届出るものとする。

4 第1項および第2項に定める時間帯については、在職年数に算入のうえ給与を支給する。

第5章 服務規律

(遵守事項)

第24条 教職員は、服務に当たって、次の事項を守らなければならない。

- (1) 本学の名譽を重んじ、本学の教職員としての品位を保つこと。
- (2) 学内の諸規則及び上司の職務上の指示に従うこと。
- (3) 勤務時間中は担当する職務の遂行に専念するとともに、職場の秩序を維持し、互いに協力して、その職責を遂行すること。
- (4) 職務上の地位を利用して自己の利益を図らないこと。
- (5) 職務上の権限を越え、又は権利を濫用して独断的な行為をしないこと。
- (6) 職務上知り得た秘密を漏らし、又は本学の不利益となる事実を公然と不特定多数の者に告げないこと。

(特定承認事項)

第25条 教職員は、次の各号の一に該当する場合、学長に届出て、その承認を受けなければならない。

- (1) 授業以外で学生若しくは園児を招集し又は学生若しくは園児を校外へ引率する場合
- (2) 所定の納付金以外の金銭を学生若しくは園児から徴収する場合
- (3) 他の事業を営み、若しくは他の業務を兼職する場合
- (4) 学校施設内で業務外の講習、集会、演説、放送をし、又は、文書、図面を配布、掲示しようとする場合

第6章 休職、復職、退職及び解雇

(休職及び休職期間)

第26条 教職員は、次の各号の一に該当するときは休職とする。

- (1) 自己都合による欠勤が引き続き1か月に及んだとき。
- (2) 私傷病による欠勤が引き続き3か月に及んだとき。
- (3) 学長の承認を得て引き続き6か月以上校務を離れるとき。
- (4) 刑事事件において起訴されたとき。

2 休職期間は前項第1号及び第2号の場合は1年とし、第3号及び第4号の場合はその必要期間とする。

3 休職期間中の給与は、原則として給与の30%を支給する。

4 復職後60日以内に同一又は関連のある傷病により欠勤を開始したときは、第1項第2号の定めにかかわらず休職とする。この場合の休職期間は、前の休職期間と通算するものとし、第2項に定める期間を限度とする。

(休職期間の取扱い)

第27条 休職期間は在職年数に算入しない。

(復職)

第28条 休職する理由が消滅し、本人が復職を申出たときは復職させる。

(退職)

第29条 教職員が次の各号の一に該当するときは退職とする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 退職を願い出て、承認されたとき。
- (3) 休職期間が満了して、なお復職ができないとき。
- (4) 任期を定めて任用した教職員については、その任期が到来したとき。
- (5) 定年に達したとき。

なお、定年は、教育職員については70歳、教育職員以外の職員については65歳とし、それぞれの年齢に達した日の属する学年度末とする。

2 定年に達した教職員については、別に定める再雇用に関する規程に基づき、再雇用することができる。

(退職願)

第30条 教職員が退職しようとする場合は、少なくとも30日前までに退職願を提出し、理事長の承認を得なければならない。

(解雇)

第31条 教職員が次の各号の一に該当する場合には、30日前に本人に予告し、予告しないときは平均賃金の30日分の手当を支給して、解雇することができる。

- (1) 勤務状態が著しく不良で、職務を遂行しないとき。
- (2) 精神又は身体の障害のため、職務を遂行できないとき。
- (3) 理事長がその職務に必要な適格性を欠くと認定した場合。ただし、教育職員にあっては教授会の意見を聴くものとする。
- (4) 学校経営上、過員を生じたとき。ただし、割増し退職金を支給する。

第7章 給与及び退職金

(給 与)

第32条 教職員の給与は給与規程による。

(退職金)

第33条 教職員の退職金は退職金規程による。

第8章 表彰及び懲戒

(表 彰)

第34条 教職員が次の各号の一に該当するときは、表彰することができる。

- (1) 永年勤続して功労があったとき。
- (2) 評価に値する顕著な功労があったとき。

(表彰の方法)

第35条 表彰は賞状を授与し、賞品又は賞金を贈る。

(懲 戒)

第36条 教職員が次の各号の一に該当するときは懲戒する。

- (1) 禁固以上の刑に処せられたとき。
- (2) 破廉恥な言動（セクシュアルハラスメントを含む）により、本学の名誉を著しく毀損したとき。
- (3) 職務を怠り、業務に支障を生じさせたとき。
- (4) 暴行又は脅迫により業務の遂行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由なく、又は虚偽の理由により、しばしば欠勤、遅刻、早退、その他職務を離れたとき。
- (6) 故意又は重大な過失により、本学に重大な損害を与えたとき。
- (7) 第6条第1項各号の提出書類に、虚偽の記載があったとき。
- (8) 第5章服務規律に違反、その他前各号に準ずる不都合な行為があったとき。

(懲戒の種類)

第37条 懲戒は次の区分によって行う。

- (1) 訓 戒
始末書を提出させ、理由を示して戒める。
- (2) 減 給
始末書を提出させ、給与月額額の10分の1以内を3か月を限度として減じる。
- (3) 諭旨解雇
訓戒を与え、自己退職の形式で解雇する。
- (4) 懲戒解雇
理事会の議を経て、予告期間を設けず即時解雇し、行政官庁の認定を受けた場合は、退職金は支給しない。

(賠償責任)

第38条 教職員は、故意又は重大な過失により本学に損害を与えたときは、損害賠償の責を免れない。

第38条の2 表彰及び懲戒は、行吉学園賞罰委員会の審議による答申に基づき理事長が行う。

2 賞罰委員会に関する規程は、別に定める。

第9章 安全、衛生及び災害補償

(安全衛生の確保)

第39条 教職員に対しては、安全衛生教育、健康診断の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(健康診断)

第40条 教職員に対しては、採用時及び毎年定期的に健康診断を行う。

2 教職員は、毎年定期に行う健康診断を受けなければならないものとする。

(出勤の禁止)

第41条 教職員が感染症（学校保健安全法施行規則第18条に定める感染症をいう。）又は勤務のために悪化するおそれがある疾病にかかった場合は、出勤を禁止することがある。

(災害補償)

第42条 教職員は業務上の事由若しくは通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合は速やかに届出なければならない。

2 教職員が業務上の事由若しくは通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、法令の定めるところにより補償を行う。

第10章 変 更

(改正の手続)

第43条 理事長は、教職員の過半数を代表する者の意見を聴取し、意見を記した書面を作成のうえ、この規則を変更することができる。

附 則

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年6月30日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日より施行する。

履修モデル1(看護師)

資料3

分野	1年次				2年次				3年次				4年次				卒業要件単位 (124単位以上)
	前期		後期		前期		後期		前期		後期		前期		後期		
	授業科目名	単位数 必修/選択	授業科目名	単位数 必修/選択	授業科目名	単位数 必修/選択	授業科目名	単位数 必修/選択	授業科目名	単位数 必修/選択	授業科目名	単位数 必修/選択	授業科目名	単位数 必修/選択	授業科目名	単位数 必修/選択	
全学共通 授業科目	基礎 I	2			基礎Ⅲ	2								女性Ⅱ	2		
	英語Ⅰ-1		英語Ⅰ-2	1													
	英語Ⅱ-1		英語Ⅱ-2	1													
	教養英語Ⅰ-1		教養英語Ⅰ-2	1													
	情報Ⅰ	2															
	基礎トレーニング	1															
	言葉と文学Ⅰ	2	現代社会Ⅳ	2										衣・食・住Ⅱ	2		
自然と環境Ⅱ	2																
専門科目	特別生物	2	医療と法	1	薬理学	1	栄養代謝学	1			社会福祉・社会活動論	1	国際保健	1			
	特別化学	2	公衆衛生学	1	社会福祉・社会保障論	1	疫学	2			保健統計学	2	医療英語	1			
	看護学概論	2	生活援助論	1	実践看護論	1	コミュニティヘルスケア看護技術演習Ⅱ	2	在宅看護論	2	予防看護論	1	災害看護	1	看護倫理	1	
	生活概論	1	コミュニティ看護実習Ⅰ	1	老年看護論	1	コミュニティ看護実習Ⅱ(老年)	2	公衆衛生看護学概論	2	看護情報学	1					
	コミュニティヘルスケア看護技術演習Ⅰ	1			コミュニティケアシステム論	1			地域看護活動論	2	老年看護実践方法論	2					
	人体のしくみと機能Ⅰ	2	人体のしくみと機能Ⅱ	2	疾病と治療Ⅰ	1	感染免疫学	1	急性期看護論	2	こころの健康増進と看護	1					
	医療看護実習Ⅰ	1			疾病と治療Ⅱ	2	精神看護支援技術演習	1	慢性期看護論	2							
					疾病と治療Ⅲ	2	医療看護実習Ⅱ(精神)	2	治療療養支援技術演習	1							
				疾病と治療Ⅳ	1			医療看護実習Ⅱ(急性期)(前期または後期)(3単位・必修)									
				医療ケアシステム論	1			医療看護実習Ⅱ(慢性期)(前期または後期)(3単位・必修)									
				治療看護論	1												
				精神看護論	2												
			成育看護実習Ⅰ	1				小児療養看護論	1								
								疾病と治療Ⅴ	1								
								疾病と治療Ⅵ	1	家族看護論	1						
								小児看護論	2	女性の健康増進と看護	1						
								母性看護論	2	成育看護技術演習Ⅱ	1						
								成育看護技術演習Ⅰ	1	助産学概論	1						
								成育看護実習Ⅱ(小児)(前期または後期)(2単位・必修)									
								成育看護実習Ⅱ(母性)(前期または後期)(2単位・必修)									
			学びのグループゼミⅠ(1単位・必修)			学びのグループゼミⅡ(1単位・必修)			学びのグループゼミⅢ(1単位・必修)			学びのグループゼミⅣ(1単位・必修)					
												総合実習(地域・在宅)	4				
												課題探究(4単位・必修)					
単位数計	8	15	8	5	17	2	17	0	15	1	19	0	4	3	6	4	

全学共通
授業科目
20単位以上
(内、英語のみで
6単位以上、ウェル
ネス科目「基礎ト
レーニング」を含み
1単位以上)

全学共通
授業科目
又は専門
科目6単位
以上

専門科目
98単位以上
(専門基礎
科目15単
位以上含
む)

履修モデル2(看護師+保健師)

分野	1年次				2年次				3年次				4年次				卒業要件単位 (124単位以上)								
	前期		後期		前期		後期		前期		後期		前期		後期										
	授業科目名	単位数 必修/選択	授業科目名	単位数 必修/選択	授業科目名	単位数 必修/選択	授業科目名	単位数 必修/選択	授業科目名	単位数 必修/選択	授業科目名	単位数 必修/選択	授業科目名	単位数 必修/選択	授業科目名	単位数 必修/選択									
全学共通 教養科目	基礎 I	2			基礎 III	2									女性 II	2									
	英語 I-1		1	英語 I-2	1																				
	英語 II-1		1	英語 II-2	1																				
	教養英語 I-1		1	教養英語 I-2	1																				
	情報 I		2																						
	基礎トレーニング	1		スポーツ実技 I-1	1																				
	言葉と文学 I		2												衣・食・住 II	2									
一般科目	発達心理学	2	医療と法	1	薬理学	1	栄養代謝学	1			社会福祉・社会活動論	1	国際保健	1											
			公衆衛生学	1	社会福祉・社会保障論	1	フィジカルフィットネス	1			保健統計学	2	医療英語	1											
保健基礎科目					疫学	2																			
	看護学概論	2	生活援助論	1	実践看護論	1	コミュニティヘルスケア看護技術演習 II	2	在宅看護論	2	予防看護論	1	公衆衛生看護演習	1	看護倫理	1									
	生活概論	1	コミュニティ看護実習 I	1	老年看護論	1	コミュニティ看護実習 II (老年)	2	公衆衛生看護学概論	2	看護情報学	1	公衆衛生看護管理論	1											
	コミュニティヘルスケア看護技術演習 I	1			コミュニケーションシステム論	1			地域看護活動論	2	老年看護実践方法論	1	災害看護	1											
											公衆衛生看護活動論 I	2	公衆衛生看護活動論実習	2											
医療看護分野										公衆衛生看護活動論 II	1	公衆衛生看護管理論実習	1												
										学校保健 I	1														
	人体のしくみと機能 I	2	人体のしくみと機能 II	2	疾病と治療 I	1	感染免疫学	1	急性期看護論	2	こころの健康増進と看護	1													
	医療看護実習 I	1			疾病と治療 II	2	精神看護支援技術演習	1	慢性期看護論	2															
					疾病と治療 III	2	医療看護実習 II (精神)	2	治療療養支援技術演習	1															
					疾病と治療 IV	1			医療看護実習 II (急性期)(前期または後期) (3単位・必修)																
					医療ケアシステム論	1			医療看護実習 II (慢性期)(前期または後期) (3単位・必修)																
					治療看護論	1																			
					精神看護論	2																			
成育看護分野																									
					成育看護実習 I	1			疾病と治療 V	1	小児療養看護論	1													
									疾病と治療 VI	1	家族看護論	1													
									小児看護論	2	女性の健康増進と看護	1													
								母性看護論	2	成育看護技術演習 II	1														
								成育看護技術演習 I	1																
										成育看護実習 II (小児)(前期または後期) (2単位・必修)															
										成育看護実習 II (母性)(前期または後期) (2単位・必修)															
総合演習科目																									
単位合計	10	9		8	4		17	2		17	1		15	0		23	0		10	2		6	4		128

※「日本国憲法」、「情報 I」、「外国語コミュニケーション I」、「外国語コミュニケーション II」、「基礎トレーニング」、「スポーツと健康の科学」を履修した場合、保健師資格取得後に、申請により養護教諭二種免許状の取得が可能である。

履修モデル3(看護師+助産師)

分野	1年次				2年次				3年次				4年次				卒業要件単位 (124単位以上)
	前期		後期		前期		後期		前期		後期		前期		後期		
	授業科目名	単位数 必修/選択	授業科目名	単位数 必修/選択	授業科目名	単位数 必修/選択	授業科目名	単位数 必修/選択	授業科目名	単位数 必修/選択	授業科目名	単位数 必修/選択	授業科目名	単位数 必修/選択	授業科目名	単位数 必修/選択	
全学共通 授業科目	基礎 I	2			基礎 III	2									女性 II	2	
	英語 I-1		英語 I-2	1													
	英語 II-1		英語 II-2	1													
	教養英語 I-1		教養英語 I-2	1													
	情報 I	2															
	基礎トレーニング	1	スポーツ実技 I-1	1													
	哲学	2													衣・食・住 II	2	
基礎 実務科目	発達心理学	2	生命倫理	2	薬理学	1	栄養代謝学	1			社会福祉・社会活動論	1	医療英語	1			
			医療と法	1	社会福祉・社会保障論	1					保健統計学	2					
看護学 基礎科目			公衆衛生学	1	疫学	2											
	看護学概論	2	生活援助論	1	実践看護論	1	コミュニティヘルスケア看護技術演習 II	2	在宅看護論	2	予防看護論	1			看護倫理	1	
	生活概論	1	コミュニティ看護実習 I	1	老年看護論	1	コミュニティ看護実習 II (老年)	2	公衆衛生看護学概論	2	看護情報学	1					
	コミュニティヘルスケア看護技術演習 I	1			コミュニティケアシステム論	1			地域看護活動論	2	老年看護実践方法論	2					
医療看護 分野	人体のしくみと機能 I	2	人体のしくみと機能 II	2	疾病と治療 I	1	感染免疫学	1	急性期看護論	2	こころの健康増進と看護	1					
	医療看護実習 I	1			疾病と治療 II	2	精神看護支援技術演習	1	慢性期看護論	2							
					疾病と治療 III	2	医療看護実習 II (精神)	2	治療療養支援技術演習	1							
					疾病と治療 IV	1			医療看護実習 II (急性期)(前期または後期) (3単位・必修)								
					医療ケアシステム論	1			医療看護実習 II (慢性期)(前期または後期) (3単位・必修)								
					治療看護論	1											
成育看護 分野			成育看護実習 I	1			疾病と治療 V	1	小児療養看護論	1	助産診断技術論	2	助産診断技術論演習	2			
							疾病と治療 VI	1	家族看護論	1			助産管理	1			
							小児看護論	2	女性の健康増進と看護	1			助産学実習	8			
							母性看護論	2	成育看護技術演習 II	1							
総合 演習科目							成育看護技術演習 I	1	助産学概論	1							
								成育看護実習 II (小児)(前期または後期) (2単位・必修)									
								成育看護実習 II (母性)(前期または後期) (2単位・必修)									
								学びのグループゼミ I (1単位・必修)				学びのグループゼミ IV (1単位・必修)					
								学びのグループゼミ II (1単位・必修)				学びのグループゼミ III (1単位・必修)					
													総合実習(地域・在宅)	4			
													課題探究(4単位・必修)				
単位合計	10	9	10	4	17	2	17	0	16	0	21	0	15	1	6	4	

全学共通
授業科目
20単位以上
(内、英語のみで
6単位以上、ウェル
ネス科目「基礎ト
レーニング」を含み
1単位以上)

全学共通
授業科目
又は専門
科目6単位
以上

専門科目
98単位以上
(専門基礎
科目15単位以上含
む)

132

履修モデル4(看護師+保健師+養護教諭)

分野	1年次				2年次				3年次				4年次				卒業要件単位 (124単位以上)		
	前期		後期		前期		後期		前期		後期		前期		後期				
	授業科目名	単位数 必修/選択	授業科目名	単位数 必修/選択	授業科目名	単位数 必修/選択	授業科目名	単位数 必修/選択	授業科目名	単位数 必修/選択	授業科目名	単位数 必修/選択	授業科目名	単位数 必修/選択	授業科目名	単位数 必修/選択			
全学共通 教養科目	基礎 I	2			基礎Ⅲ	2									女性Ⅱ	2	全学共通 教養科目 20単位以上 (内、英語のみで 6単位以上、ウェル ネス科目「基礎ト レーニング」を含み 1単位以上)		
	英語Ⅰ-1		1	英語Ⅰ-2	1														
	英語Ⅱ-1		1	英語Ⅱ-2	1														
	外国語コミュニケーションⅠ	1		外国語コミュニケーションⅡ	1														
	情報Ⅰ	2																	
	基礎トレーニング	1		スポーツ実技Ⅰ-1	1														
	スポーツと健康の科学	2																	
	日本国憲法	2																	
	発達・保健 心理・社会 学	発達心理学	2	医療と法	1	薬理学	1	栄養代謝学	1			社会福祉・社会活動論	1			健康相談活動		2	全学共通 教養科目 又は専門 科目6単位 以上
				食品学総論	2	社会福祉・社会保障論	1					保健統計学	2						
			公衆衛生学	1	疫学	2					学校保健Ⅱ	1							
看護学概論		2	生活援助論	1	実践看護論	1	コミュニティヘルスケア看護技術演習Ⅱ	2	在宅看護論	2	予防看護論	1	公衆衛生看護演習	1	看護倫理	1			
生活概論		1	コミュニティ看護実習Ⅰ	1	老年看護論	1	コミュニティ看護実習Ⅱ(老年)	2	公衆衛生看護学概論	2	看護情報学	1	公衆衛生看護管理論	1					
コミュニティヘルスケア看護技術演習Ⅰ		1			コミュニティケアシステム論	1			地域看護活動論	2	老年看護実践方法論	2	災害看護	1					
											公衆衛生看護活動論Ⅰ	2	公衆衛生看護活動論実習	2					
											公衆衛生看護活動論Ⅱ	1	公衆衛生看護管理論実習	1					
											学校保健Ⅰ	1							
医療看護 分野		人体のしくみと機能Ⅰ	2	人体のしくみと機能Ⅱ	2	疾病と治療Ⅰ	1	感染免疫学	1	急性期看護論	2	こころの健康増進と看護	1					専門科目 98単位以上 (専門基礎 科目15単 位以上含 む)	
	医療看護実習Ⅰ	1			疾病と治療Ⅱ	2	精神看護支援技術演習	1	慢性期看護論	2									
					疾病と治療Ⅲ	2	医療看護実習Ⅱ(精神)	2	治療療養支援技術演習	1									
					疾病と治療Ⅳ	1			医療看護実習Ⅱ(急性期)(前期または後期)(3単位・必修)										
					医療ケアシステム論	1			医療看護実習Ⅱ(慢性期)(前期または後期)(3単位・必修)										
					治療看護論	1													
					精神看護論	2													
				成育看護実習Ⅰ	1	養護概説	2	疾病と治療Ⅴ	1	小児療養看護論	1								
								疾病と治療Ⅵ	1	家族看護論	1								
								小児看護論	2	女性の健康増進と看護	1								
成育看護 分野							母性看護論	2	成育看護技術演習Ⅱ	1									
							成育看護技術演習Ⅰ	1											
									成育看護実習Ⅱ(小児)(前期または後期)(2単位・必修)										
									成育看護実習Ⅱ(母性)(前期または後期)(2単位・必修)										
実習 科目	学びのグループゼミⅠ(1単位・必修)				学びのグループゼミⅡ(1単位・必修)				学びのグループゼミⅢ(1単位・必修)				学びのグループゼミⅣ(1単位・必修)						
													総合実習(地域・在宅)				4		
単位合計													課題探究(4単位・必修)				4		
																	8		
																	2		
																	2		
教職に 関する 科目	教職論	2	教育社会学	2	教育課程総論	2	生徒指導論(宗教・養教)	2	教育方法の理論と実践	2			養護実習指導	1	養護実習A	4	卒業要件含まず		
	教育基礎論Ⅱ	2	教育行政学	2	教育相談	2								養護実習B	※2				
	教育心理学Ⅱ	2	道德教育の理論と実践	2										教職実践演習(養護教諭)	2				
			特別活動論	2															
単位合計																	14		
																	2		
※合計単位には含まない																			

履修モデル5(看護師+養護教諭)

分野	1年次				2年次				3年次				4年次				卒業要件単位 (124単位以上)
	前期		後期		前期		後期		前期		後期		前期		後期		
	授業科目名	単位数 必修/選択	授業科目名	単位数 必修/選択	授業科目名	単位数 必修/選択	授業科目名	単位数 必修/選択	授業科目名	単位数 必修/選択	授業科目名	単位数 必修/選択	授業科目名	単位数 必修/選択	授業科目名	単位数 必修/選択	
全学共通 授業科目	基礎Ⅰ	2			基礎Ⅲ	2									女性Ⅱ	2	全学共通 授業科目 20単位以上 (内、英語のみで 6単位以上、ウェル ネス科目「基礎ト レーニング」を含み 1単位以上)
	英語Ⅰ-1		英語Ⅰ-2	1													
	英語Ⅱ-1		英語Ⅱ-2	1													
	外国語コミュニケーションⅠ	1	外国語コミュニケーションⅡ	1													
	情報Ⅰ	2															
	基礎トレーニング	1															
	スポーツと健康の科学	2															
一般科目	日本国憲法	2	衣・食・住Ⅱ	2													
専門基礎 科目	発達心理学	2	医療と法	1	薬理学	1	栄養代謝学	1			社会福祉・社会活動論	1			健康相談活動	2	
			食品学総論	2	社会福祉・社会保障論	1					保健統計学	2					
			公衆衛生学	1	疫学	2					学校保健Ⅱ	1					
専門基礎 科目	看護学概論	2	生活援助論	1	実践看護論	1	コミュニティヘルスケア看護技術演習Ⅱ	2	在宅看護論	2	予防看護論	1			看護倫理	1	
	生活概論	1	コミュニティ看護実習Ⅰ	1	老年看護論	1	コミュニティ看護実習Ⅱ(老年)	2	公衆衛生看護学概論	2	看護情報学	1					
	コミュニティヘルスケア看護技術演習Ⅰ	1			コミュニティケアシステム論	1			地域看護活動論	2	老年看護実践方法論	2					
											学校保健Ⅰ	1					
医療看護 分野	人体のしくみと機能Ⅰ	2	人体のしくみと機能Ⅱ	2	疾病と治療Ⅰ	1	感染免疫学	1	急性期看護論	2	こころの健康増進と看護	1					
	医療看護実習Ⅰ	1			疾病と治療Ⅱ	2	精神看護支援技術演習	1	慢性期看護論	2							
					疾病と治療Ⅲ	2	医療看護実習Ⅱ(精神)	2	治療療養支援技術演習	1							
					疾病と治療Ⅳ	1			医療看護実習Ⅱ(急性期)(前期または後期)(3単位・必修)								
					医療ケアシステム論	1			医療看護実習Ⅱ(慢性期)(前期または後期)(3単位・必修)								
					治療看護論	1											
成育看護 分野			成育看護実習Ⅰ	1	養護概説	2	疾病と治療Ⅴ	1	小児療養看護論	1							
							疾病と治療Ⅵ	1	家族看護論	1							
							小児看護論	2	女性の健康増進と看護	1							
							母性看護論	2	成育看護技術演習Ⅱ	1							
総合演習 科目										成育看護実習Ⅱ(小児)(前期または後期)(2単位・必修)							
										成育看護実習Ⅱ(母性)(前期または後期)(2単位・必修)							
単位合計			学びのグループゼミⅠ(1単位・必修)		学びのグループゼミⅡ(1単位・必修)		学びのグループゼミⅢ(1単位・必修)		学びのグループゼミⅣ(1単位・必修)		総合実習(地域・在宅)	4					
											課題探究(4単位・必修)						
単位合計	15	6	11	4	19	2	17	0	15	0	21	0	4	0	8	2	
教職に 関する 科目	教職論	2	教育社会学	2	教育課程総論	2	生徒指導論(宗教・養教)	2	教育方法の理論と実践	2			養護実習指導	1	養護実習A	4	
	教育基礎論Ⅱ	2	教育行政学	2	教育相談	2								養護実習B	※2		
	教育心理学Ⅱ	2	道徳教育の理論と実践	2										教職実践演習(養護教諭)	2		
			特別活動論	2													
単位合計	21	6	19	4	23	2	19	0	17	0	21	0	5	0	14	2	

※合計単位には含まない